

換気計算書

室名	(Af) 面積	天井高さ [m]	気積 [m <sup>3</sup> ]	(A) N値	(B) 換気回数(回/h)	(A) $V=20Af/N$ [m <sup>3</sup> /h]		算出換気量 [m <sup>3</sup> /h]	必要換気量 [m <sup>3</sup> /h]	設計換気量 [m <sup>3</sup> /h]	備考
	[m <sup>2</sup> ]			[m <sup>2</sup> /人]	シックハウス対策	(B) $V=$ 気積 $\times$ 0.3回/h					
集会場増築部	404.61	6.00	2427.66	3		(A)	2,698 [m <sup>3</sup> /h]	2,548	2,600	15000 (第三種)	∴OK
					0.3回/h	(B)	729 [m <sup>3</sup> /h]				
集会場改修部	320	3.50	1120.00	3		(A)	2,134 [m <sup>3</sup> /h]	2,024	2,100	6000 (第三種)	∴OK
					0.3回/h	(B)	336 [m <sup>3</sup> /h]				

変更前

換気計算書 シックハウス計算書

室名	(Af) 面積	天井高さ	気積	(A) N値	(B) 換気回数(回/h)	(A) $V=20Af/N$ [m <sup>3</sup> /h]		算出換気量 [m <sup>3</sup> /h]	必要換気量 [m <sup>3</sup> /h]	設計換気量 [m <sup>3</sup> /h]	備考
	[m <sup>2</sup> ]			[m <sup>3</sup> ]	[m <sup>2</sup> /人]	シックハウス対策	(B) $V=気積 \times 0.3$ 回/h				
集会場増築部(新設ファン)	377.6	6.00	2265.60	3		(A) 2,518 [m <sup>3</sup> /h]	2,548	2,600	7000 (第三種)	∴OK	
					0.3回/h	(B) 680 [m <sup>3</sup> /h]					
集会場改修部(新設ファン)	303.6	3.00	910.80	3		(A) 2,024 [m <sup>3</sup> /h]	2,024	2,100	6000 (第三種)	∴OK	
					0.3回/h	(B) 274 [m <sup>3</sup> /h]					



一級建築士

検査済

株式会社 日本確認検査センター  
代表取締役 磯野 幸夫 様

平成26年 9月 19日

### 軽微な変更報告書

建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更を行いますので株式会社日本確認検査センター確認検査業務規程第24条の2により下記の通り報告します。

受付欄	建築主等住所・氏名 ※(1)	大阪府大東市谷川 1-11-11 大東市長 東坂浩	指定確認検査機関 日本確認検査センター
	確認済証番号	第 NK 14 - 0486	
	交付年月日	平成 26年 7月 24日	
	建築場所	大東市曙町400-1	
	建築物の用途	集会場 (市民会館)	
	手数料	有 無	
変更報告事項	項目 No	変更内容(前 → 後) ※(2)	変更がある場合のみ記入
	1	・排煙窓の位置変更	建築面積 m <sup>2</sup>
		変更前 軸組図 S-14,15	建ぺい率 %
		変更後 軸組図 S-014,015	イ. 延べ面積 (建築物全体) m <sup>2</sup>
	2	・屋外鉄骨階段、施工上の都合による変更	ロ. 地階の住宅の部分 m <sup>2</sup>
		変更前 廊下屋根伏図 S-13	ハ. エレベーターの昇降路の部分 m <sup>2</sup>
		変更後 別紙図	ニ. 共同住宅の共用の廊下の部分 m <sup>2</sup>
	3	・廊下屋根にモニユメント、設置	ホ. 自動車庫等 m <sup>2</sup>
		変更前 廊下屋根伏図 S-13	ヘ. 備蓄倉庫の部分 m <sup>2</sup>
		変更後 廊下屋根伏図 S-013	ト. 蓄電池の設置部分 m <sup>2</sup>
	前		チ. 自家発電設備の設置部分 m <sup>2</sup>
			リ. 貯水槽の設置部分 m <sup>2</sup>
			ス. 住宅の部分 m <sup>2</sup>
	変		ル. 延べ面積 (容積対象) m <sup>2</sup>
			ラ. 容積率 %
		ワ. 棟数 棟	
更		建築面積 m <sup>2</sup>	
		建ぺい率 %	
		イ. 延べ面積 (建築物全体) m <sup>2</sup>	
後		ロ. 地階の住宅の部分 m <sup>2</sup>	
		ハ. エレベーターの昇降路の部分 m <sup>2</sup>	
		ニ. 共同住宅の共用の廊下の部分 m <sup>2</sup>	
理由	No 1, 2-施工上の都合による	ホ. 自動車庫等 m <sup>2</sup>	
	No 3-新たに計画	ヘ. 備蓄倉庫の部分 m <sup>2</sup>	
		ト. 蓄電池の設置部分 m <sup>2</sup>	
		チ. 自家発電設備の設置部分 m <sup>2</sup>	
		リ. 貯水槽の設置部分 m <sup>2</sup>	
		ス. 住宅の部分 m <sup>2</sup>	
		ル. 延べ面積 (容積対象) m <sup>2</sup>	
		ラ. 容積率 %	
		ワ. 棟数 棟	

※(1) 報告者は建築主。ただし、施工誤差、施工上の都合による変更の場合は監理者等でも可。

※(2) 変更内容については『一の変更』毎に記載し、根拠欄に法施行規則第3条の2第1項 1~15号の該当号を記載  
尚、変更の内容について複雑なものは別紙のチェックリストに記入、チェックの上添付してください。(特に構造関係)

※この報告書は正、副2部提出して下さい。副本は建築確認済証+申請書(副本)と合わせて保管してください。

軽微な変更チェックリスト

- 1) 『一の変更』は、変更項目毎に記載して下さい
- 2) 軽微な変更説明書を添付して下さい
- 3) 下記の該当号をチェックして下さい
- 4) 建築物の材料又は構造の変更(十一号)の場合は、変更前後の内容を明示して下さい

変更内容-1		排煙窓位置変更により間柱、耐風梁位置変更	
↓変更項目の根拠(法施行規則第3条の2) ↓該当号にチェック			
構	八号	<input checked="" type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分の位置の変更 □基礎杭 □地盤改良 <input checked="" type="checkbox"/> 間柱 □床版 □屋根版 <input checked="" type="checkbox"/> 小梁その他横架材
	九号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分の部材の変更 (強度又は、耐力が減少しないもの(適合性が明らかな微小なレベルを含む)) □部材の材料 □部材の構造
	十号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分以外の部分の変更 □屋根葺材 □内装材 □外装材 □帳壁その他これらに類する建築物の部分 □広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分 □若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁 □材料の変更 □構造の変更 □位置の変更 (間仕切壁にあつては、主要構造部及び防火上主要なものを除く)
意匠 設備 構造	十一号	<input type="checkbox"/>	建築物の材料又は構造の変更 *十一号の表の内容...変更前 *十一号の表の内容...変更後
設備	十五号	<input type="checkbox"/>	建築設備の材料、位置又は能力の変更 *変更前 *変更後
		<input type="checkbox"/>	その他の変更 *変更前 *変更後

変更内容-2		屋外鉄骨階段製作上2ピースに変更	
↓変更項目の根拠(法施行規則第3条の2) ↓該当号にチェック			
構	八号	<input checked="" type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分の位置の変更 □基礎杭 □地盤改良 □間柱 □床版 □屋根版 <input checked="" type="checkbox"/> 小梁その他横架材
	九号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分の部材の変更 (強度又は、耐力が減少しないもの(適合性が明らかな微小なレベルを含む)) □部材の材料 □部材の構造
	十号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分以外の部分の変更 □屋根葺材 □内装材 □外装材 □帳壁その他これらに類する建築物の部分 □広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分 □若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁 □材料の変更 □構造の変更 □位置の変更 (間仕切壁にあつては、主要構造部及び防火上主要なものを除く)
意匠 設備 構造	十一号	<input type="checkbox"/>	建築物の材料又は構造の変更 *十一号の表の内容...変更前 *十一号の表の内容...変更後
設備	十五号	<input type="checkbox"/>	建築設備の材料、位置又は能力の変更 *変更前 *変更後
		<input type="checkbox"/>	その他の変更 *変更前 *変更後

軽微な変更チェックリスト

- 1) 『一の変更』は、変更項目毎に記載して下さい
- 2) 軽微な変更説明書を添付して下さい
- 3) 下記の該当号をチェックして下さい
- 4) 建築物の材料又は構造の変更(十一号)の場合は、変更前後の内容を明示して下さい

変更内容-3		モニュメント設置	
↓変更項目の根拠(法施行規則第3条の2) ↓該当号にチェック			
構 造	八号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分の位置の変更 <input type="checkbox"/> 基礎杭 <input type="checkbox"/> 地盤改良 <input type="checkbox"/> 間柱 <input type="checkbox"/> 床版 <input type="checkbox"/> 屋根版 <input type="checkbox"/> 小梁その他横架材
	九号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分の部材の変更 (強度又は、耐力が減少しないもの(適合性が明らかな微小なレベルを含む)) <input type="checkbox"/> 部材の材料 <input type="checkbox"/> 部材の構造
	十号	<input type="checkbox"/>	構造耐力上主要な部分以外の部分の変更 <input type="checkbox"/> 屋根葺材 <input type="checkbox"/> 内装材 <input type="checkbox"/> 外装材 <input type="checkbox"/> 帳壁その他これらに類する建築物の部分 ■広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取付け部分 <input type="checkbox"/> 若しくは当該取付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁 <input type="checkbox"/> 材料の変更 <input type="checkbox"/> 構造の変更 <input type="checkbox"/> 位置の変更 (間仕切壁にあつては、主要構造部及び防火上主要なものを除く)
意匠 設備 構造	十一号	<input type="checkbox"/>	建築物の材料又は構造の変更 *十一号の表の内容…変更前 *十一号の表の内容…変更後
設備	十五号	<input type="checkbox"/>	建築設備の材料、位置又は能力の変更 *変更前 *変更後
		<input type="checkbox"/>	その他の変更 *変更前 *変更後

# 委任状

【代理人】

大阪市北区大淀中 1-8-5

【氏名】 株式会社建綜研

上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

【地名地番】大東市曙町 400-1

【委任事項】

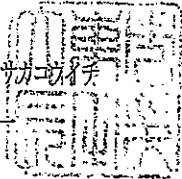
- 確認申請手続き並びにその訂正、確認済証の受領
- 中間検査申請手続き並びにその訂正、中間検査合格証の受領
- 完了検査申請手続き並びにその訂正、完了検査済証の受領
- 住宅金融支援機構設計検査申請手続き並びにその訂正、設計検査通知書の受領
- 住宅金融支援機構現場検査申請手続き並びにその訂正、現場検査通知書の受領
- 計画変更申請手続き並びにその訂正、計画変更確認済証の受領
- 各種変更届(軽微な変更含む)の提出並びにその訂正、受領
- 取止め・取下げ届の提出並びにその訂正、受領
- その他( )

平成 26 年 9 月 19 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】ダイウシチョウ ヒカシサカゴチチ

【氏名】 大東市長 東坂浩



印

# 構造計算書

2014年 9 月 日

工事名称

市民会館2階ホール増築他建築工事  
軽微変更検討書

構造設計者

〒655-0896 神戸市垂水区中道4丁目1-15 Tel.078-755-2081  
1級建築士事務所(第01A00117号) 田口一級建築士事務所  
一級建築士 登録番号 第- -号

## 設計変更内容、検討内容及び結果

### 1.設計変更内容

1. 排煙窓位置変更
2. 屋外鉄骨階段製作上2ピースに変更。
3. モニュメントの追加

### 2.検討内容

1. 排煙窓位置変更により間柱M1、M2、耐風梁T2の検討。
2. 中央部に受け材を設け、受け材(H-300x150x6.5x9)の検討を行う。
3. モニュメント追加による荷重検討を行う。

### 3. 結果

以上の結果、現設計通り及び追加部材においても危険部材は無い。

したがって、上記の変更による危険性は無く安全で有る。





No. 2 [間柱W2]		部材長 3600 Lkx 3600 Lky 3600 Lb 3600	
H- 200x 100x 5.5x 8.0x 8 F= 235(SS400)		A Aw	I Z ix iy λx λy fc
端部ボルト 2-M16 (F10T)		2667 759	18056554 180566 82.3 22.4 43.75 160.78 36.1
長期等分布荷重 Wo		集中荷重 P	
荷重範囲幅 Lo		荷重位置 Lp	
NL= 9.71	壁自重	Wn Ln1 Ln2 倍率n N	0.60 4.000 3.600 1.00 8.64 1.07 (全面仕上 0N/m2 被覆 3.5kN/m3 被覆寸法d= 35mm)
[風圧力] 荷重範囲幅 4.000m <閉鎖型>			
	W Cf Cpe Cpi	速度圧q E Vo H [m] Er	地表面粗度区分 Zb Zg α Gf Z kz
<W1>	1040 1.00 0.80kz -0.20	1039.5 1.692 32.0 12.320 0.828	III 5 450 0.20 2.47 12.320 1.000
<W2>	-416 -0.40 -0.40 0.00		
<W3>	-728 -0.70 -0.70 0.00		
[応力結果] /----- M ----- / /----- たわみ δ [mm] ----- / /----- Q ----- /			
位置X	<W1> <W2> <W3>	<W1> <W2> <W3>	<W1> <W2> <W3>
1800	-6.7 2.7 4.7	2.457 -0.983 -1.720	7.5 -3.0 -5.2 7.5 -3.0 -5.2
設計ケース /----- N ----- / /----- M ----- / /----- たわみ [mm] ----- / /----- Q ----- / /----- 端部BOLT ----- /			
	N σc/fc	M σb fb σb/fb TOTAL δ δ/L	Q τ fs τ/fs Q bfs nb Q/nb-bfs
L-GP	9.7 0.10	0.0 0.0 98.9 0.00 0.10	0.000 1/ 0 0.0 0.0 90.5 0.00 9.7 30.2 2 0.16
S-W1	9.7 0.07	-6.7 37.3 148.3 0.25 0.32	2.457 1/ 1465 7.5 9.9 135.7 0.07 12.3 45.2 2 0.14
S-W2	9.7 0.07	2.7 14.9 148.3 0.10 0.17	-0.983 1/ 3663 -3.0 3.9 135.7 0.03 10.2 45.2 2 0.11
S-W3	9.7 0.07	4.7 26.1 148.3 0.18 0.24	-1.720 1/ 2093 -5.2 6.9 135.7 0.05 11.0 45.2 2 0.12
[設計ケース]		[計算条件]	
L-GP : G+P		・ Mとδの設計位置は、中央位置で設計する	
S-W1 : G+P+1.00W1		・ 軸力を考慮する 自重は自動計算する	
S-W2 : G+P+1.00W2		・ 仕口のウェーブ欠損率 25 %	
S-W3 : G+P+1.00W3		・ ボルト F10T To 500 N/mm2 1面摩擦 ボルト穴径=ボルト径+ 2.00mm	
・ 風圧力: W1 (正加力・風上面) 考慮する W2 (負加力・風下面) 考慮する W3 (直交加力・側壁面) 考慮する 風力係数の取り扱い Cpe 自動計算 Cpi 自動計算			

荷重範囲巾=1.0+4.4/2=3.2→4.0m

耐風梁の設計 (負担巾4.0を4.4に変更検討する)

T2 (変更後)

スパン長: 4.40m 中間間柱が有るため梁自重は考慮しない		
強軸方向荷重形: 風圧時	弱軸方向荷重形 常時	
1.20 [ 1.1 ]	1.20 [ 0.6 ]	
応力 M = 3.2, Q = 2.9	応力 M = 1.7	
部材 H-175x 90x 5.0x 8.0(SS400), 端部ボルト 2-M16 (H.T.B. F10T 一面) Ix = 1210.0, Iy = 98.0, Zx = 138.0, Zy = 21.7		
許容応力度 ft = 156, fb = 156 ( lb = 1.50m, lb/i = 62.8 )		
	長期	短期
検定比	0.00(強軸) + 0.51(弱軸) = 0.51	0.10(強軸) + 0.34(弱軸) = 0.44
変位量	17.5mm (1/251)	17.7mm (1/248)
端部ボルト		検定比 0.03

## 2. 屋外階段中間受け材の検討

### 階段中間受材の設計

スパン長: 8.00m, 支持条件: 単純梁, 荷重種別: 長期, 梁自重: 0.4kN/m
負担巾 = $3.35/4 = 0.84\text{m}$
0.84 [ <u>6.2</u> ]
応力 $M = 44.5, Q = 22.3, N = 0.0$
部材 H-300x150x6.5x9.0 (SS400), 端部ボルト 3-M20 (H.T.B. F10T 一面) $A = 46.8, I = 7210.0, Z = 481.0$
許容応力度 $f_t = 156, f_b = 156$
曲げ検定比 $\sigma_b/f_b = 0.59$ , 端部ボルトの検定比 0.16
変位量 $\delta = 20.1\text{mm} = 1/398$

階段製作及び運搬に対する検討の結果、階段方向の中央で分割し製作を行うため、中間受梁を設ける計画となり、受材検討を上記で行った。  
検討は、原設計同様単純梁にモデル化し行った。

### 3. モニュメント追加検討

モニュメント追加による安全検討

モニュメント重量  $\approx 200\text{kg}$  (2000N) 巾3.0m 奥行き2.0m 高さ2.5m

廊下屋根固定荷重

水平ブレースその他  $300\text{N}/\text{m}^2$ の内その他 $200\text{N}/\text{m}^2$

廊下屋根積載荷重

地震用  $300\text{N}/\text{m}^2$

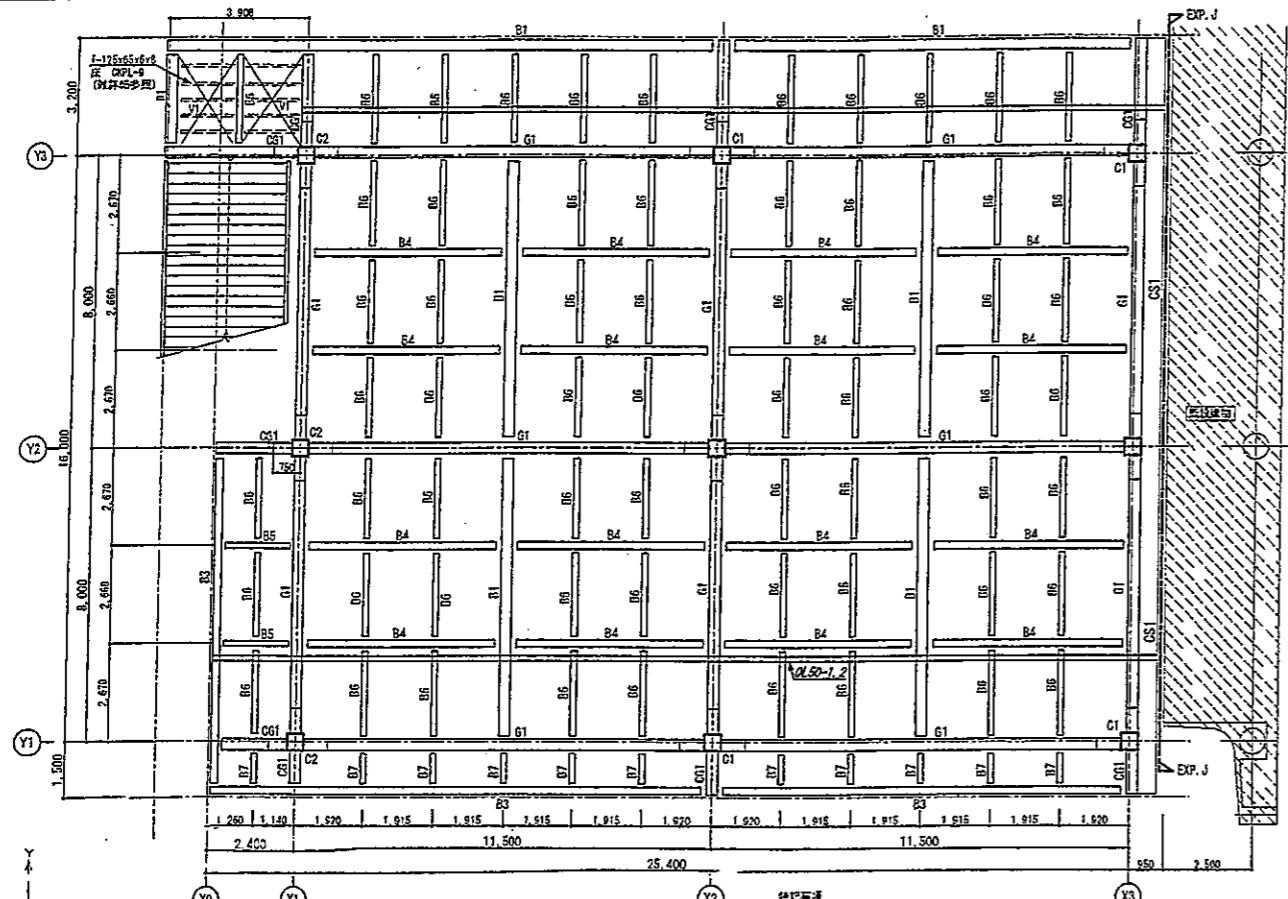
したがって余力は、固定荷重余力 $200\text{N}/\text{m}^2$ +積載荷重 $300\text{N}/\text{m}^2$ = $500\text{N}/\text{m}^2$

モニュメント負担面積 $3.0\text{m} \times 2.0\text{m} = 6.0\text{m}^2$

余力荷重は、 $500\text{N}/\text{m}^2 \times 6.0\text{m}^2 = 3000\text{N} > \text{モニュメント重量} 2000\text{N}$

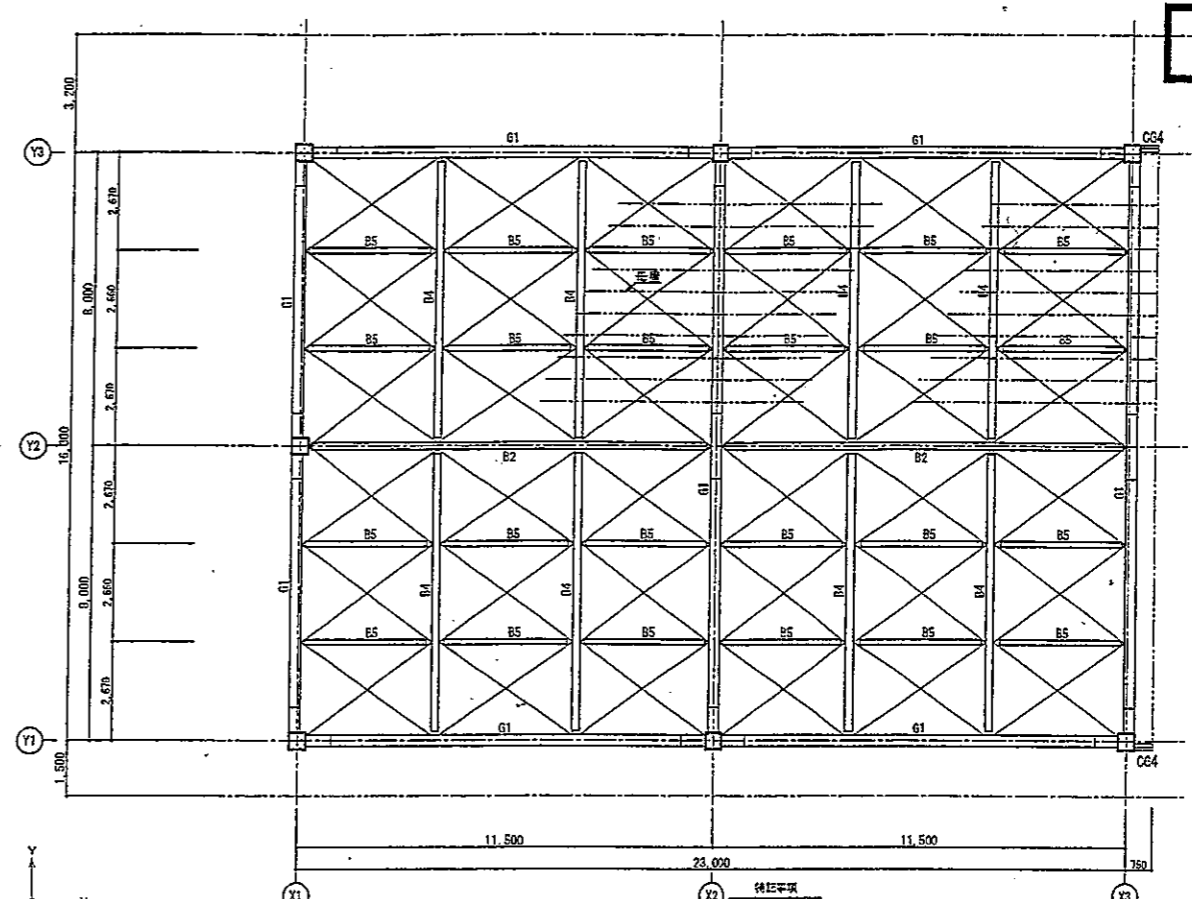
したがって十分余裕が有り安全である。

尚、受け材の原設計検定比はmaxで0.57と余裕が有り安全である。



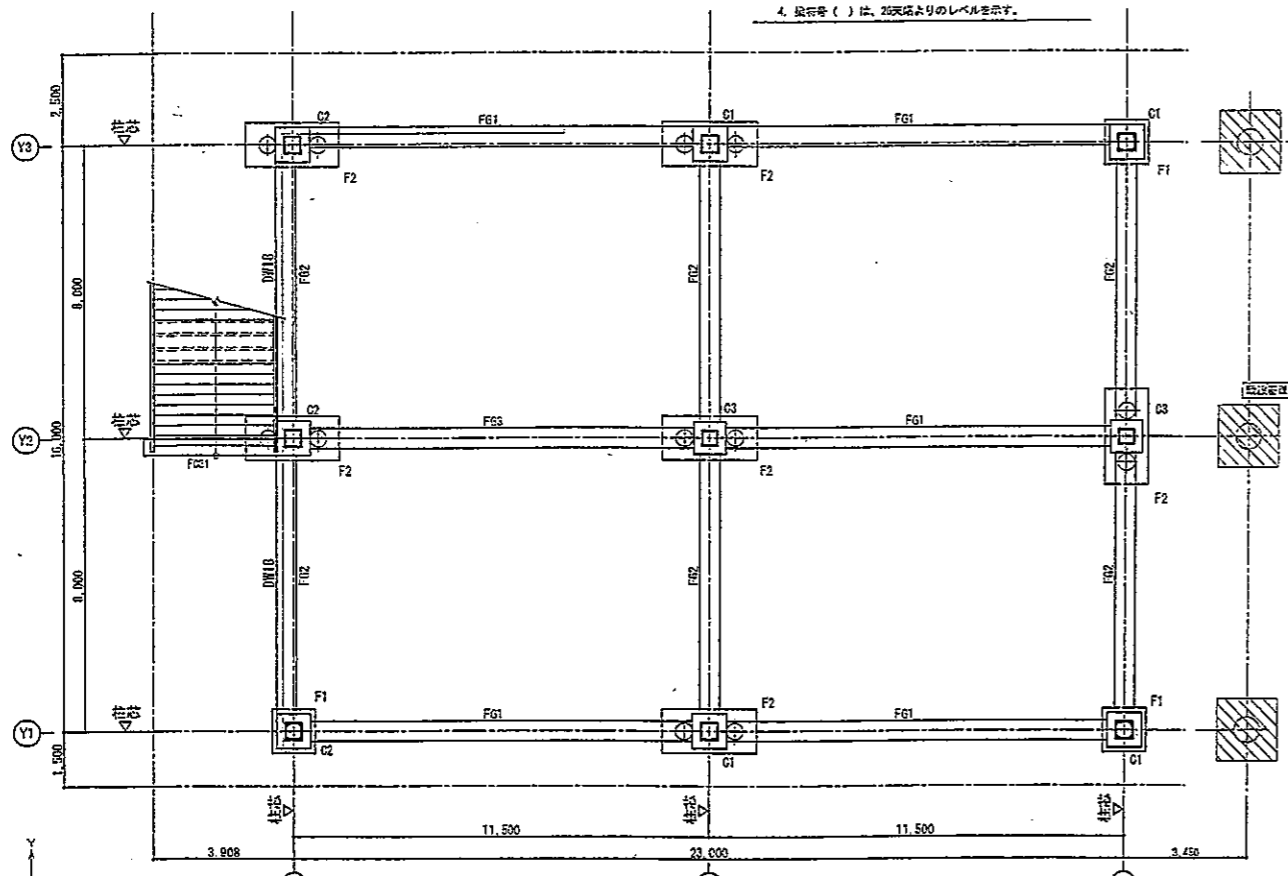
2階伏図 s=1/100

- 特記事項
1. 特記無き限り大梁視座端は柱心よりL=500とする
  2. □: デッキ方向を示す
  3. EXP. Jの有効幅は210以上とする
  4. 梁番号( )は、25mm角のレベルを示す。

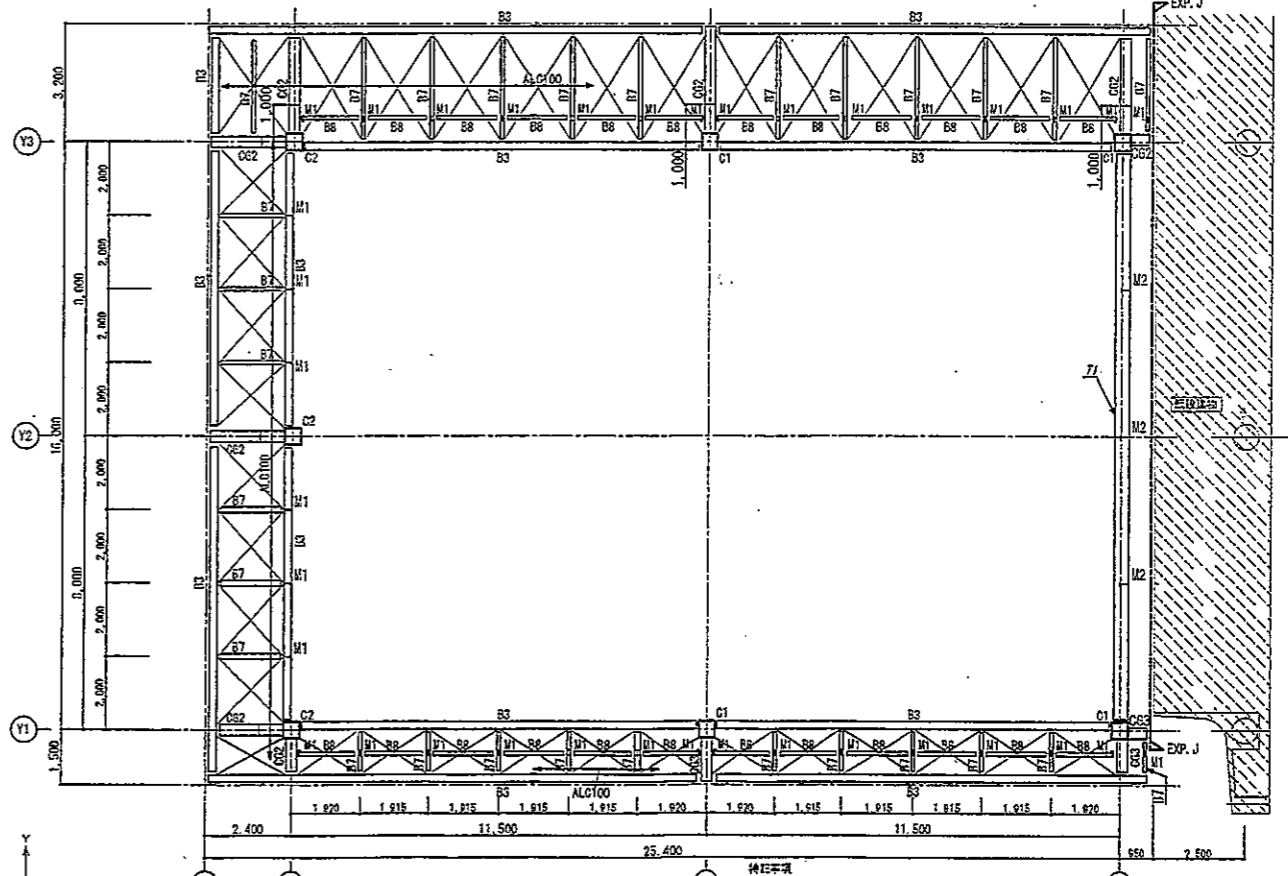


屋根伏図 s=1/100

- 特記事項
1. 特記無き限り大梁視座端は柱心よりL=500とする
  2. 水平ブレースはVIとする



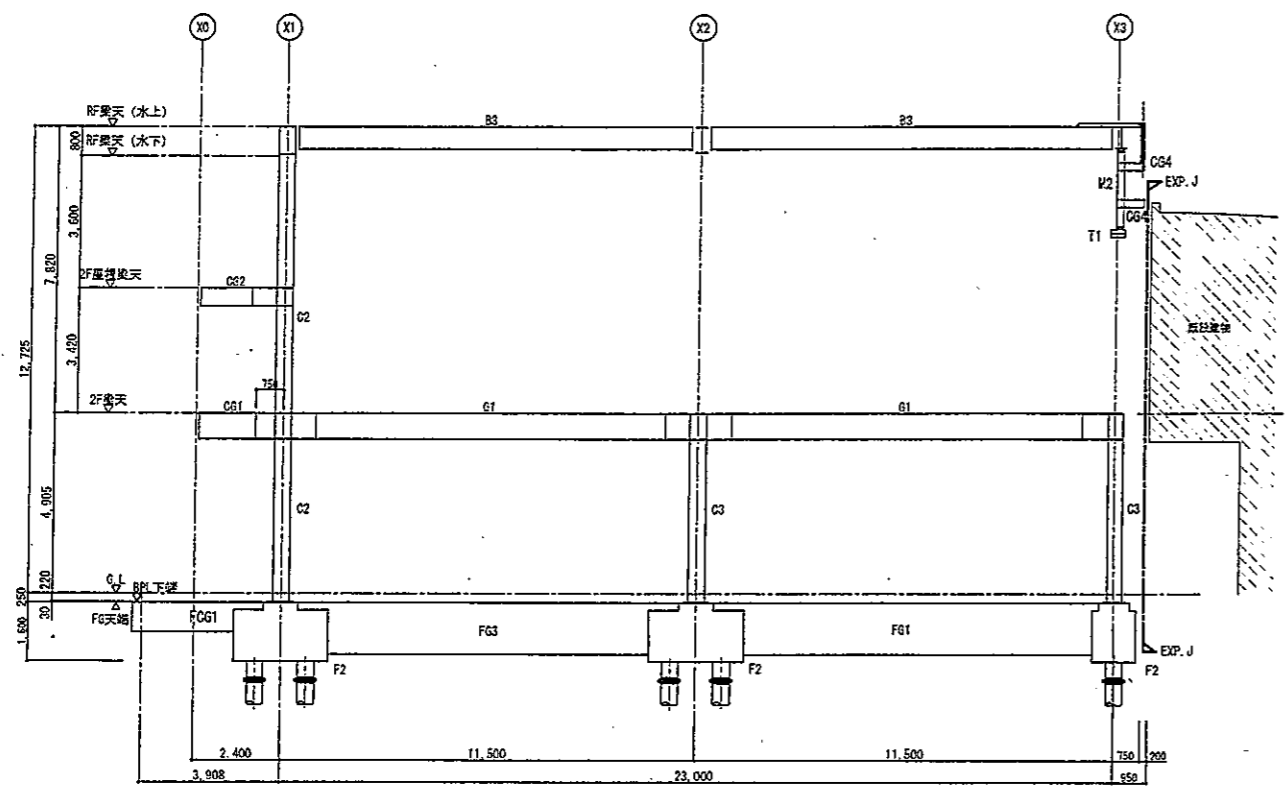
基礎・1階伏図 s=1/100



廊下屋根伏図 s=1/100

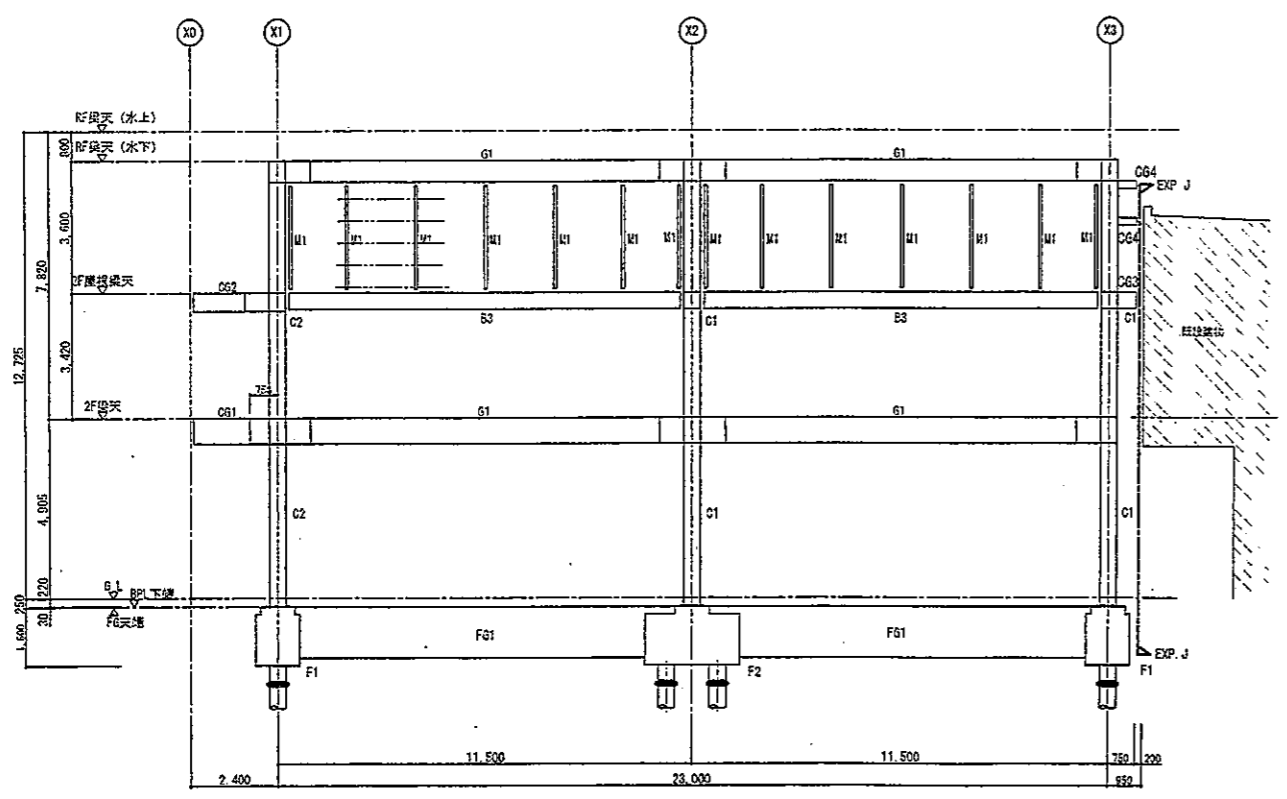
- 特記事項
1. 特記無き限り大梁視座端は柱心よりL=500とする
  2. 片持ち梁上端は、ALC梁材φ100×50×2.3 (換便イ) 設置。
  3. 33・37梁天端は、2F 裏屋根天+50とする
  4. 水平ブレースはVIとする
  5. EXP. Jの有効幅は200以上とする



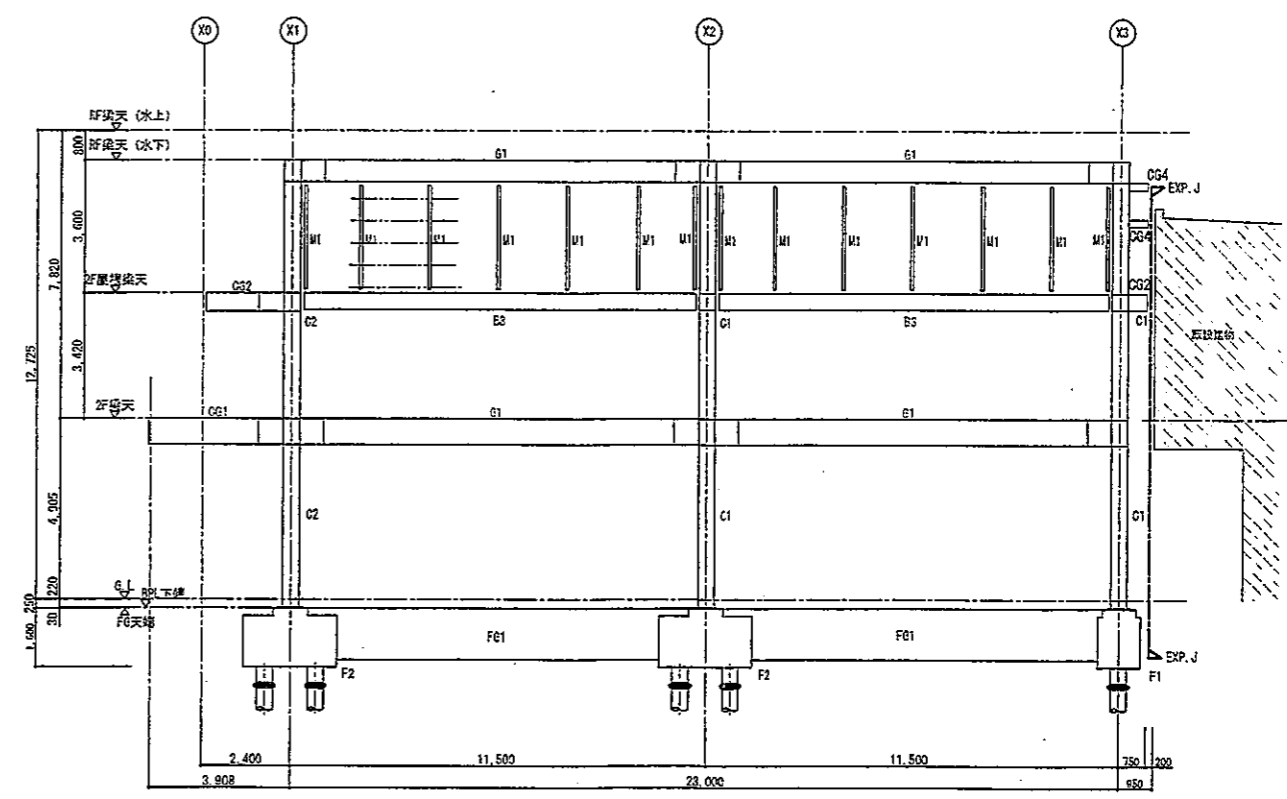


Y2通軸組図 S=1/200

- 特記事項
1. 特記なき限り地中埋設物は、G-250とする
  2. 特記なき限り次梁埋設物は柱心よりL=900とする
  3. 内ダイヤル取食部の取Figは、柱のR組及び内ダイヤスカーラップをかわすこと
  4. 柱埋設位置は工事監理者と協議の上決定すること
  5. EXP. Jの有効開口寸法は200以上とする

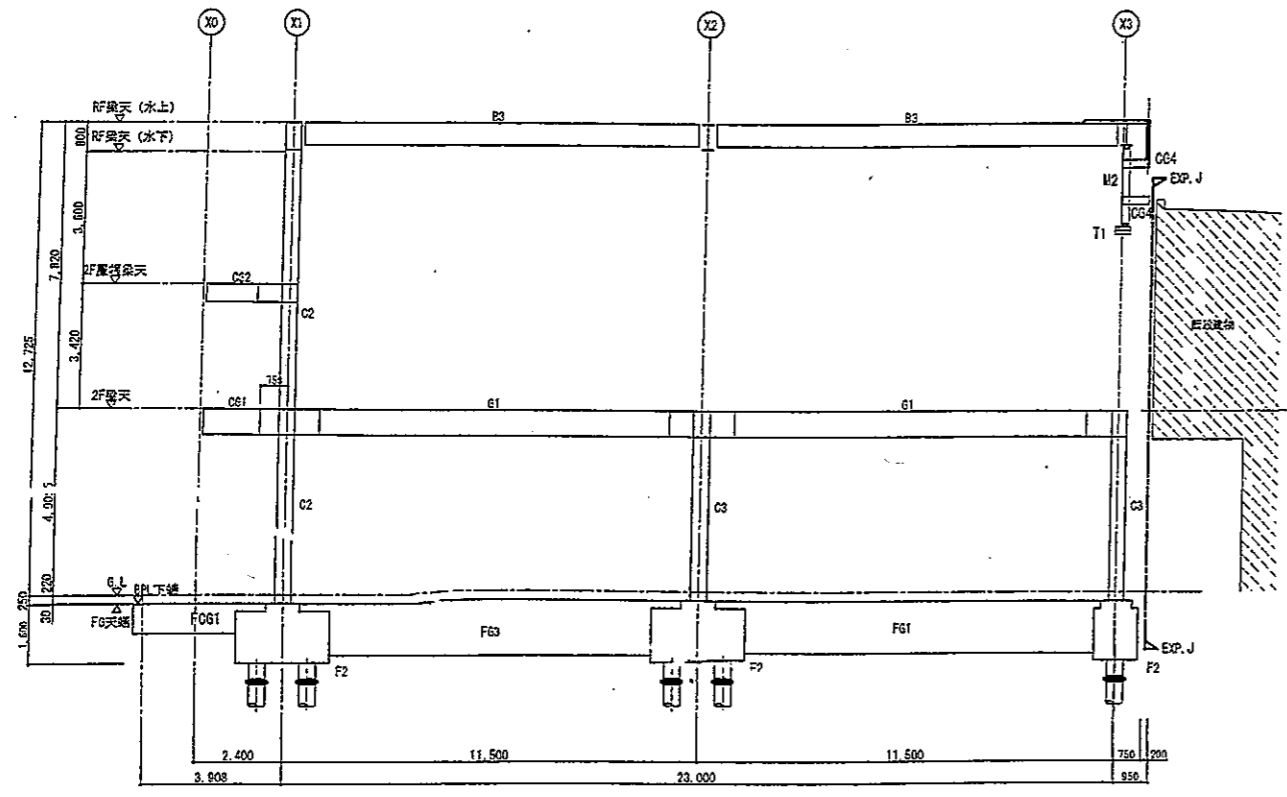


Y1通軸組図 S=1/200



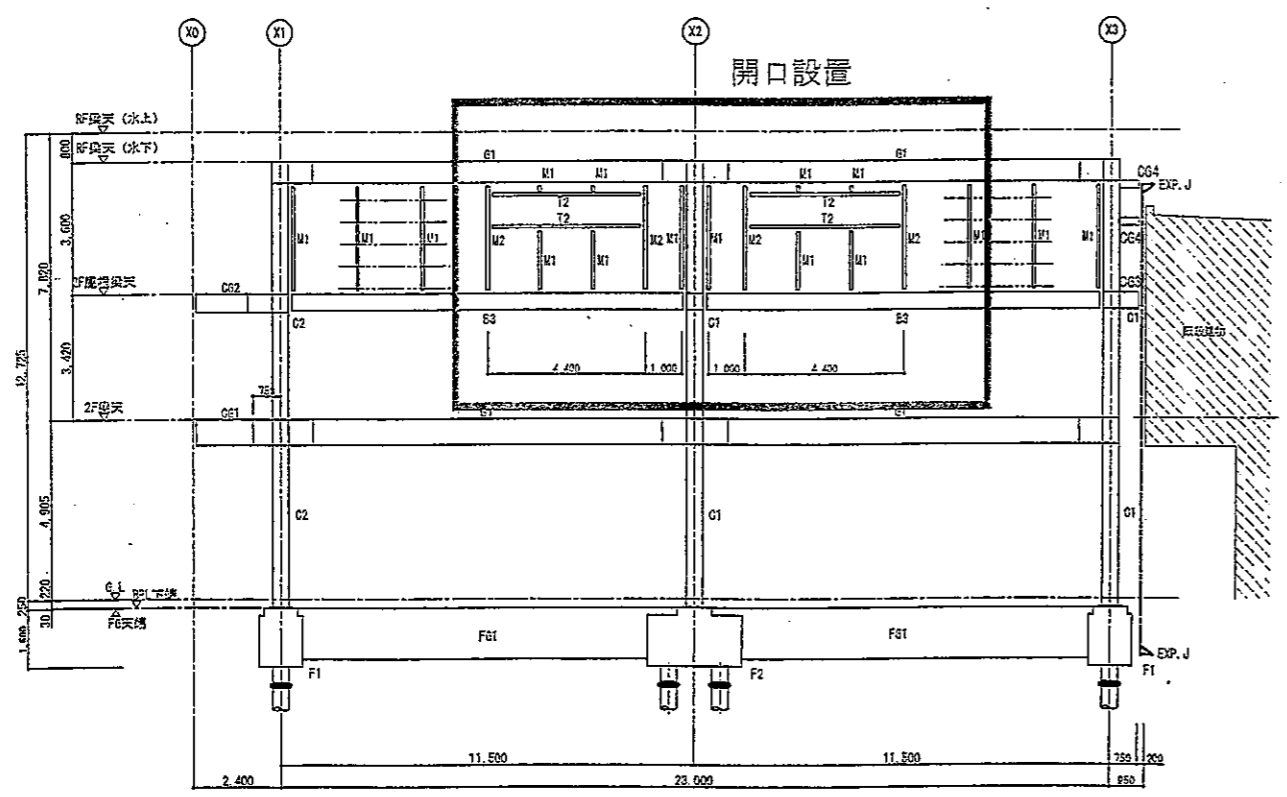
Y3通軸組図 S=1/200



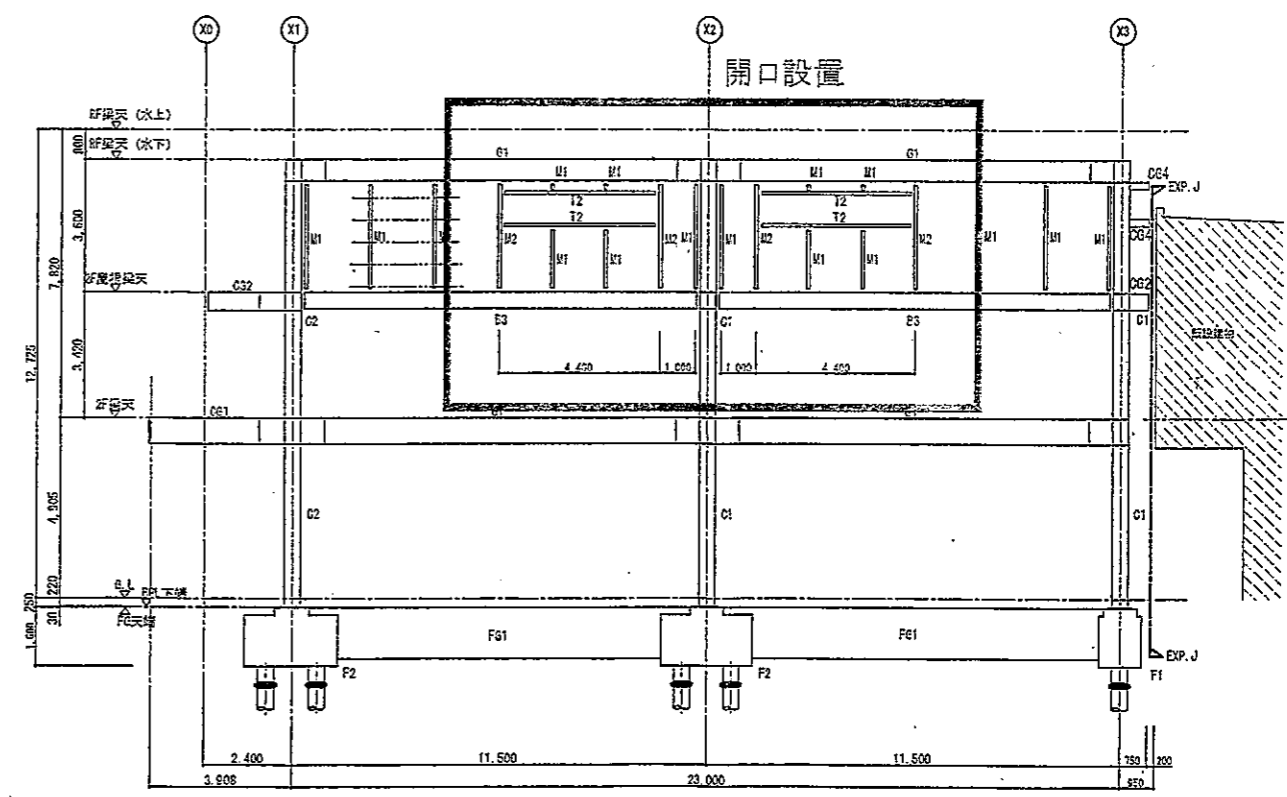


Y2通軸組図 S=1/200

- 特記事項
1. 特記なき限り地中埋設深は、G1-250とする
  2. 特記なき限り火災埋設深は地心よりL-500とする
  3. 内ダイヤル取付部の埋設は、柱のR部及び内ダイヤルスクラップをかわすこと
  4. 柱埋設位置は工事監理者と協議の上決定すること
  5. EXP. Jの有効開口寸法は200以上とする

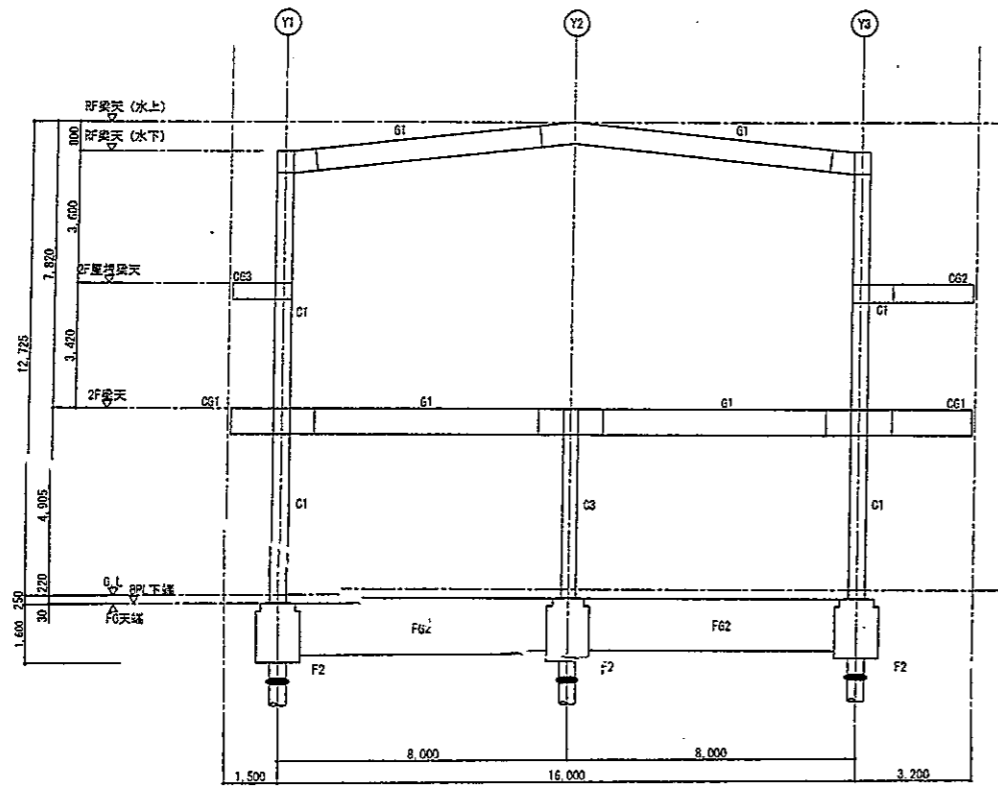


Y1通軸組図 S=1/200



Y3通軸組図 S=1/200

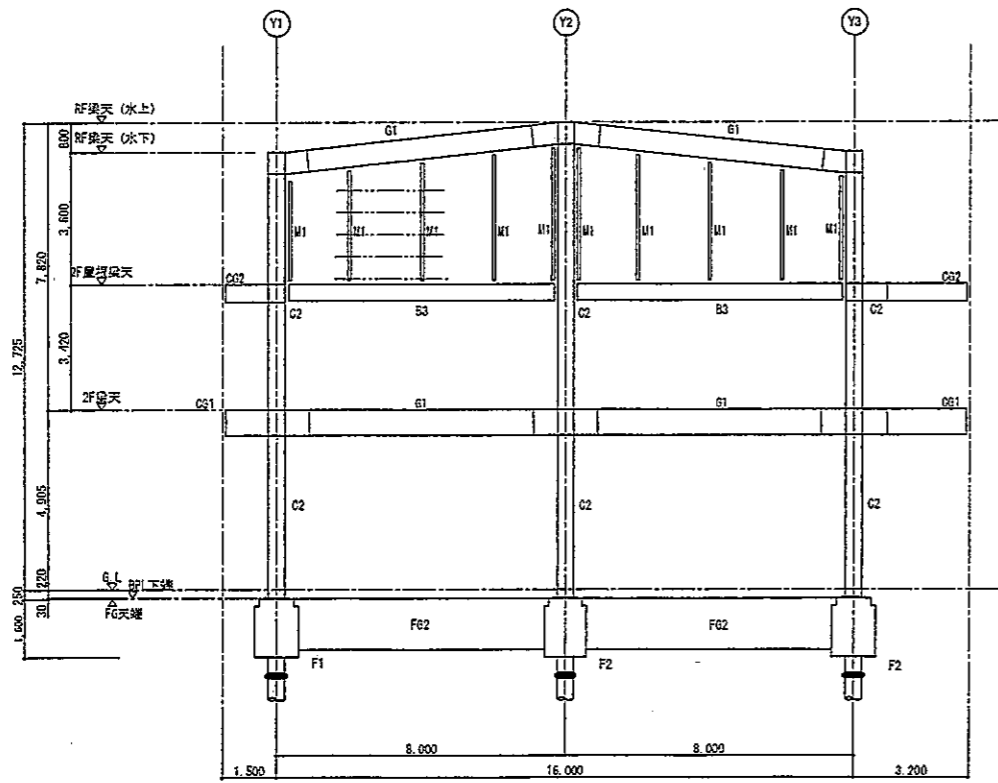




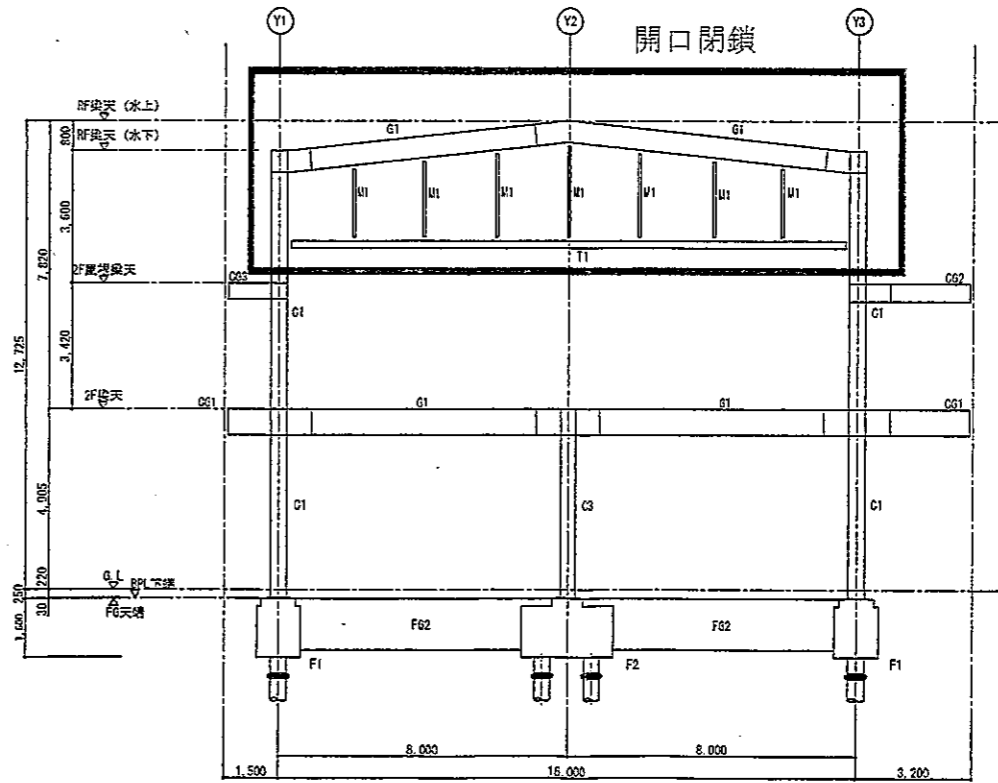
X2通軸組図 S=1/200

特記事項

1. 特記なき限り地中梁天端は、GL-250とする
2. 特記なき限り大梁現場継手は柱心よりL=900とする
3. 内ダイヤル取合部の梁Flgは、柱の部及び内ダイヤスカーップをかわすこと
4. 柱継手位置は工事監理者と協議の上決定すること

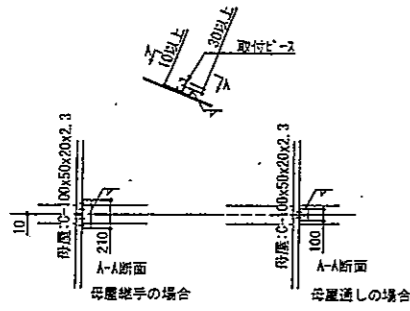


X1通軸組図 S=1/200

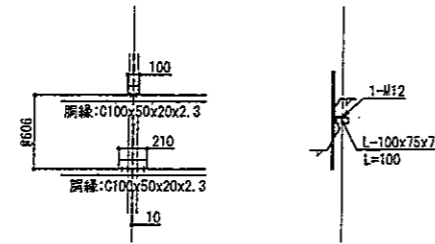


X3通軸組図 S=1/200

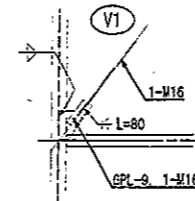




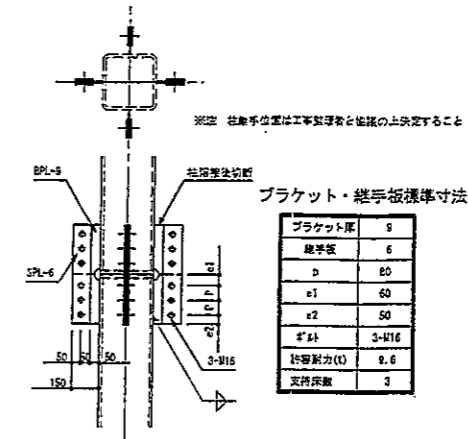
母屋取付詳細図 S=1/20



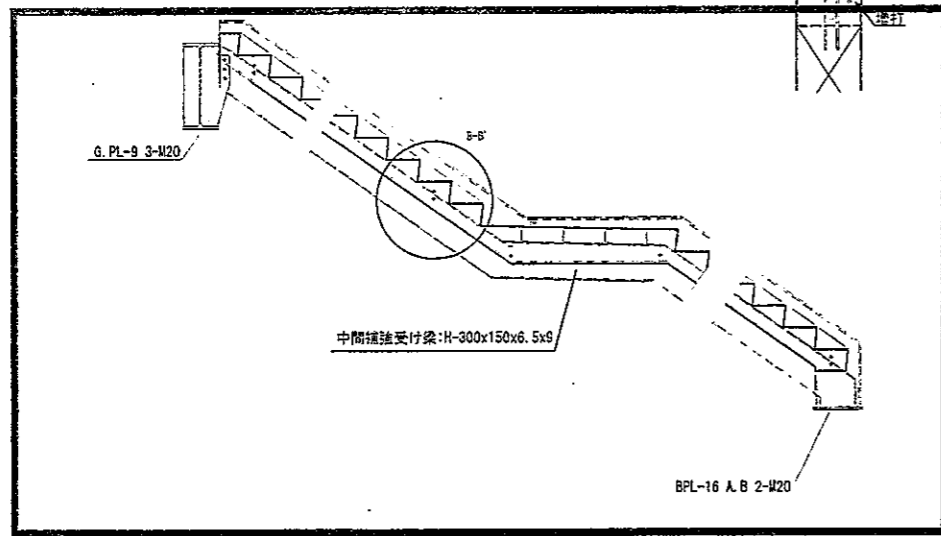
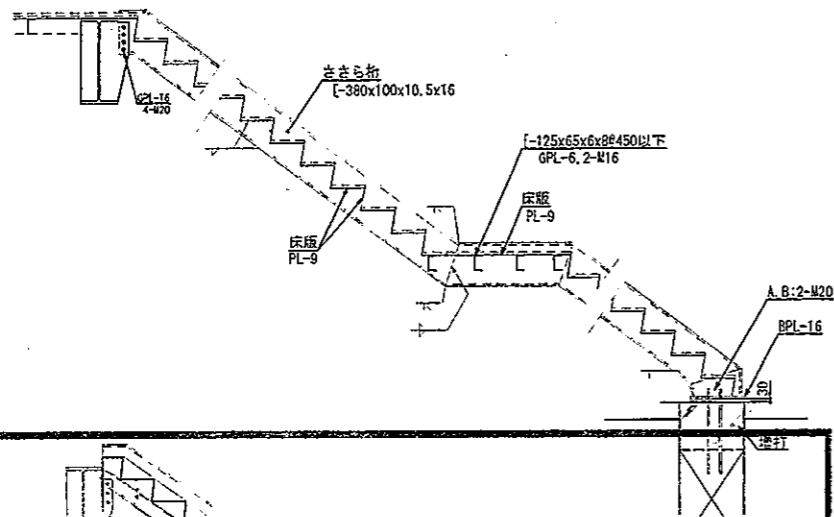
筋縁取付詳細図 S=1/20



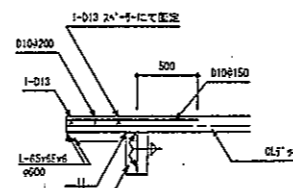
水平アレス詳細図 S=1/30



エレクションピース詳細図 S=1/20

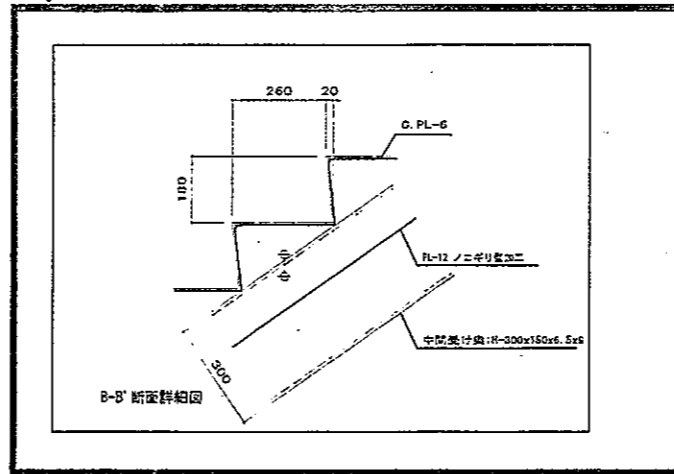


屋外鉄骨階段詳細図 S=1/30



GS1配筋詳細図 S=1/30

中間補強受材追加



B-B'断面詳細図

指定確認検査機関業務規定第17条第1項により、施工者の変更を届け出ます。

指定確認検査機関

平成26年 8月 27日

(株)日本確認検査センター代表取締役 磯野 幸夫 様

建築主、設置者又は築造主

(複数名の場合記入)

住所 大東市谷川1-1-1

住所

氏名 大東市長 東坂浩一

印

氏名

電話 (072) 872-2181

電話 ( ) -



確認	確認済証交付年月日 ・確認済証番号	平成26年7月24日 第NK14-0486号	
	建築場所、設置場所 又は築造場所	大阪府大東市曙町400-1	
区分	変更前		変更後
工事施工者 (複数名の場合記入)	氏名 未定 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	氏名 富田泰富 (大阪府知事(特-23)第3059号 営業所 富田建設株式会社 郵便番号・住所 574-0042 大東市大野1-4-4 TEL072-872-1349	
	氏名 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	氏名 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	
	氏名 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	氏名 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	
	氏名 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	氏名 (大臣・知事(特・般- )第 号 営業所 郵便番号・住所 TEL( ) -	

(注意) ※建築主、設置者又は築造主以外の方が提出される場合は委任状が必要です。

- (1) 変更前・変更後は全ての施工者について記入してください。
- (2) 建設業の許可を必要とする場合はその番号を記入してください。
- (3) 住所は、その営業所の所在地を記入してください。

# 委任状

【代理人】

大阪市北区大淀中 1-8-5

【氏名】 株式会社建綜研

上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

【地名地番】大東市曙町 400-1

【委任事項】

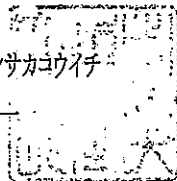
- 確認申請手続き並びにその訂正、確認済証の受領
- 中間検査申請手続き並びにその訂正、中間検査合格証の受領
- 完了検査申請手続き並びにその訂正、完了検査済証の受領
- 住宅金融支援機構設計検査申請手続き並びにその訂正、設計検査通知書の受領
- 住宅金融支援機構現場検査申請手続き並びにその訂正、現場検査通知書の受領
- 計画変更申請手続き並びにその訂正、計画変更確認済証の受領
- 各種変更届(軽微な変更含む)の提出並びにその訂正、受領
- 取止め・取下げ届の提出並びにその訂正、受領
- その他( )

平成 26 年 8 月 20 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】ダイウシチョウ ヒガシサカキウチ

【氏名】 大東市長 東坂浩一



印

建振第1-9872号

平成23年12月19日

〒574-0042

大阪府大東市  
大野1-4-4

宮田建設(株)

宮田 泰富 様

大阪府知事 松井 一郎



特定 建設業の許可について (通知)

平成23年11月30日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許 可 番 号 大阪府知事 許可(特-23)第 3059号  
許可の有効期間 平成23年12月13日から平成28年12月12日まで  
建設業の種類

土木工事業  
大工工事業  
とび・土工工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鉄筋工事業  
しゅんせつ工事業  
防水工事業  
建具工事業

建築工事業  
左官工事業  
屋根工事業  
鋼橋造物工事業  
ほ装工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成28年11月12日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)



建築基準法第6条の2第1項の規定による  
確認済証

大東市長 東坂 浩一 様

第 NK14-0486 号  
平成 26 年 7 月 24 日

指定確認検査機関

株式会社日本確認検査センター

代表取締役 磯野 幸夫



下記による計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所

大阪府大東市曙町400-1

2. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

建築物の用途： 集会場（市民会館）

工事種別： 増築

構造種別： SRC 一部S

建築物の階数： 地上階数 5 階 地下階数 0 階

延べ面積 申請部分 560.246 m<sup>2</sup>

申請以外の部分 5082.677 m<sup>2</sup>

合計 5642.923 m<sup>2</sup>

申請棟数 3 棟

3. 確認を行った確認検査員氏名

4. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の番号

5. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付年月日

6. 構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

## 引受承諾書

大東市長 東坂 浩一 様

指定確認検査機関  
株式会社日本確認検査センター  
代表取締役 磯野 幸夫

平成 26 年 07 月 24 日付けであった申請について、下記の通り引き受けることを承諾  
します。引受にあたっては、(株)日本確認検査センター確認検査業務約款を遵守します。

### 記

#### 1. 引受番号

第 NK14-0486 号

#### 2. 引き受けた業務

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認

#### 3. 引き受けた業務の対象

##### (1) 申請の種類

建築物

##### (2) 建築場所、設置場所又は築造場所の地名地番

大阪府大東市曙町400-1

#### 4. 申請手数料

¥265,000.-

#### 5. 特記事項

設計図書一式が揃った日(審査する期間の始期)は、平成26年5月12日です。

# 施工者選定届を 工事着工までに 必ず提出して下さい

書式は、申請書等ダウンロード⇒

その他書類のダウンロード⇒

「施工者の変更届」になります。

◆施工者が決定されましたら工事着工までに  
施工者選定届を提出して下さい。

◆変更前に「未定」とご記入いただき  
変更後に決定された施工者をご記入下さい。

◆必要部数→正副2部（副は正のコピーで可）  
※書類には建築主（設置者又は築造主）の  
印鑑が必要です。

(株)日本確認検査センター

検査時に必要な書類

20140601

建築物の構造規模等		SRC造		RC造				S造				備考	
		SRC造		階数3以上 又は延べ面積 500m <sup>2</sup> を超える		左記以外		階数3以上 又は延べ面積 500m <sup>2</sup> を超える		左記以外			
検査の種類	書類名	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了	中間	完了		
A	工事監理報告書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	検査申請書類等の工事監理報告書（構造別）よりダウンロード 設計地耐力が20KN/m <sup>2</sup> を超える場合 地盤改良基礎の場合 杭基礎の場合 階数3以上又は延べ面積500m <sup>2</sup> を超える場合 階数3以上又は延べ面積500m <sup>2</sup> を超える場合	
B	地盤調査報告書	○		○		○		○		○			
C	地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査報告書	○		○		○		○		○			
D	杭耐力試験報告書及び杭施工報告書	○		○		○		○		○			
E	コンクリート工事施工（計画・結果）報告書 ※1	●	●	●	●			●	●				
F	コンクリート骨材試験結果報告書 ※2	●	●	●	●								
G	コンクリート配合計画書 ※3	◎		◎		◎		◎		◎			
H	フレッシュコンクリートの採取検査結果報告 ※4	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
I	コンクリート圧縮強度試験報告書 ※5	1週強度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		4週強度	●	●	●	●	●	●	◎	●	◎		
J	コンクリートコア圧縮強度試験報告書 ※6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		高強度コンクリートを使用する場合 高強度コンクリートを使用する場合
K	硬化したコンクリート塩化物量試験報告書（フレッシュコンクリート以外）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
L	鉄筋、鋼材、ボルト等の品質証明書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
M	鉄筋圧接（溶接）部強度試験報告書 ※7	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
N	鉄骨溶接部開先形状及び非破壊検査報告書 ※8	◎	◎					◎	◎	◎	◎		
O	鉄骨工事施工状況報告書	●	●					●	●			階数3以上又は延べ面積500m <sup>2</sup> を超える場合	
P	見え隠れによる構造及び未検査部分の工事写真	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
Q	建築設備工事監理報告書様式集（標準）		●		●				●			階数3以上又は延べ面積500m <sup>2</sup> を超える場合。	
R	建築設備工事監理報告書（簡易版）						●				●		
S	排水設備等工事完了届の写し（和泉市のみ）		●		●		●		●		●	上記以外（小規模）	

※●提出が必要 ◎提示が必要 ○設計条件により提示又は提出が必要です。（備考欄）

※中間検査がない建物については、完了検査時に中間時必要書類もあわせて提出してください。

※1コンクリート打込（計画・結果）表添付。計画は原則着工前提出。 ※2試料採取回数は工事開始前に1回、工事期間中は毎月1回抜き取る。絶乾密度、吸水率、粒度試験（登録試験所によるもの）。

※3単位水量185kg/m<sup>3</sup>以下。 ※4試料採取回数は1日1回かつ打込み量150m<sup>3</sup>毎に1回（測定状況写真撮影）。

※5試験回数は1日1回かつ打ち込み量150m<sup>3</sup>毎に1回。階数3以上若しくは延べ面積500m<sup>2</sup>を超える場合（登録試験所によるもの）。

※6供試体採取は各階3ヵ所、壁厚12cm以上の非耐力壁の床150cm上からの位置から、直径10cmのコアを水平方向に50cm間隔で抜き取る。 ※7登録試験所によるもの。

※8原則として超音波探傷試験（第三者機関による）とし他の試験を行う場合には検査員の判断による。工場溶接の突合せ溶接の検査数はJASS6による。現場溶接は原則として全数とする。開先形状の判断できる写真提示。



確認申請書 (建築物)  
(第一面)

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

なお、申請に当たっては、株式会社日本確認検査センターの確認検査業務約款を遵守します。また確認検査業務手数料規程によることを承諾します。

指定確認検査機関

㈱日本確認検査センター

代表取締役 磯野 幸夫 様

平成 年 月 日

申請者氏名 大東市長 東坂浩一 印

設計者氏名 株式会社 建綜研

*手数料欄 (㈱日本確認検査センター確認検査業務手数料規程参照 (手数料請求先等))			
*受付欄	*消防関係同意欄	*決裁欄	*確認番号欄
平成 年 月 日 係員印 26 7 24	大東四條段階消防組合 26.5.26 第 12 号		平成 年 月 日 第NK 号 係員印

(注意)

- ①代理者が申請する場合においては、委任状が必要です。
- ②数字は算用数字を用いて下さい。
- ③\*印のある欄は記入しないで下さい。

法第6条第1項 の分類	①	2	③	4
----------------	---	---	---	---

經由之証  
大東市



建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 タイトウシヨウ ヒガシカウケン  
 【ロ. 氏名】 大東市長 東坂浩一  
 【ハ. 郵便番号】 574-8555  
 【ニ. 住所】 大阪府大東市谷川一丁目1番1号  
 【ホ. 電話番号】 072-872-2181

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 [ ] 号  
 【ロ. 氏名】 [ ]  
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録(チ)第8143号  
 株式会社 建綜研  
 【ニ. 郵便番号】 531-0076  
 【ホ. 所在地】 大阪市北区大淀中1-8-5  
 【ヘ. 電話番号】 06-6454-1630

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 [ ] 号  
 【ロ. 氏名】 [ ]  
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録(チ)第8143号  
 株式会社 建綜研  
 【ニ. 郵便番号】 531-0076  
 【ホ. 所在地】 大阪市北区大淀中1-8-5  
 【ヘ. 電話番号】 06-6454-1630  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 意匠図、設備図

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 [ ] 号  
 【ロ. 氏名】 [ ]  
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (兵庫県) 知事登録第 01A00117号  
 田口一級建築士事務所  
 【ニ. 郵便番号】 655-0896  
 【ホ. 所在地】 神戸市垂水区中道4-1-15  
 【ヘ. 電話番号】 078-755-2081  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造図、構造計算書

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 [ ] 号  
 【ロ. 氏名】 [ ]  
 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録(チ)第8143号  
 株式会社 建綜研  
 【ニ. 郵便番号】 531-0076  
 【ホ. 所在地】 大阪市北区大淀中1-8-5  
 【ヘ. 電話番号】 06-6454-1630  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 設備図の法適合確認

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】 [ ]  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ヘ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

■建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

■建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

---

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】



- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 勤務先】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】
- 【ヘ. 登録番号】
- 【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 [ ] 号
- 【ロ. 氏名】 [ ]
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録(チ)第8143号  
株式会社 建綜研
- 【ニ. 郵便番号】 531-0076
- 【ホ. 所在地】 大阪市北区大淀中1-8-5
- 【ヘ. 電話番号】 06-6454-1630
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 全て

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 [ ] 号
- 【ロ. 氏名】 [ ]
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 [ ] 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 [ ] 号
- 【ロ. 氏名】 [ ]
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 [ ] 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 [ ] 号
- 【ロ. 氏名】 [ ]
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 [ ] 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

未定

- 【イ. 氏名】
- 【ロ. 営業所名】 建設業の許可( )第 [ ] 号
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 所在地】
- 【ホ. 電話番号】

【7. 備考】

シンカイソウ2カイト イシュカイソウ リチカホコソウ  
市民会館2階大集会室増築他工事



(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 大東市曙町400-1

【2. 住居表示】 大東市曙町4-6

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 ■準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 法22条区域、下水道処理区域内、特定都市河川流域

【6. 道路】

【イ. 幅員】 15.30m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 84.67m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 m<sup>2</sup> (1) ( 3125.70 ) ( 2102.57 ) ( ) ( )  
(2) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 (第2種住居地域) (第2種住居地域) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( 200% ) ( 300% ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】

( 60% ) ( 60% ) ( ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 5228.27 m<sup>2</sup>

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 240.19%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60.00%

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08550 ) 具体的主用途 集会場 (市民会館)

【9. 工事種別】

□新築 ■増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築面積】 m<sup>2</sup> ( 599.026 ) ( 1595.907 ) ( 2194.933 )

【ロ. 建ぺい率】 41.99 %

【11. 延べ面積】 m<sup>2</sup> (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 560.246 ) ( 5082.677 ) ( 5642.923 )

【ロ. 地階の住宅の部分】 ( ) ( ) ( )

【ハ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

( ) ( ) ( )

【ニ. 自動車車庫等の部分】 ( 33.600 ) ( ) ( 33.600 )

【ホ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( )

【ヘ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( )

【ト. 自家発電設備の設置部分】

( ) ( ) ( )

【チ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( )

【リ. 住宅の部分】 ( ) ( ) ( )

【ヌ. 延べ面積】 5609.323 m<sup>2</sup>

【ル. 容積率】 107.29 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 3

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物 )  
【イ. 最高の高さ】 ( 28,630mm )( )  
【ロ. 階数】 地上 ( 5 )( )  
地下 ( 0 )( )  
【ハ. 構造】 SRC 造 一部 S 造  
【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
【ホ. 適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

建築確認済証 第1-21240号(昭和45年8月21日)・検査済証 第1522号(昭和46年9月22日)  
60条開発許可不要証明 大東開 第1309-11号(平成26年3月27日)  
用途地域境界明示 大東街政第1374号(平成26年3月14日)  
56条の2許可申請 第 220-3 号(平成 26 年 5 月 23日)

【15. 工事着手予定年月日】 平成 26 年 7 月 26 日

【16. 工事完了予定年月日】 平成 26 年 11 月 30 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 1 回) 平成 26 年 8 月 25 日 ( 基礎の配筋工事 )  
(第 2 回) 平成 26 年 9 月 30 日 ( 2階の床版の取付け工事 )  
(第 回) 平成 年 月 日 ( )

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

エレベータの昇降路の容積緩和なし

## 建築物別概要

【1. 番号】 1			
【2. 用途】 (区分 08550) 集会場 (市民会館)			
(区分 )			
(区分 )			
(区分 )			
(区分 )			
【3. 工事種別】			
<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替			
【4. 構造】 SRC 造 一部 S 造			
【5. 耐火建築物】 耐火建築物			
【6. 階数】			
【イ. 地階を除く階数】		5	
【ロ. 地階の階数】			
【ハ. 昇降機塔等の階の数】		2	
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】			
【7. 高さ】			
【イ. 最高の高さ】		28,630mm	
【ロ. 最高の軒の高さ】		26,130mm	
【8. 建築設備の種類】 電気・換気・空調・シクハス・消防用設備・避雷設備・昇降機			
【9. 確認の特例】			
【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】			
第 号			
【ハ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】			
第 号			
【ニ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認定型式部材等に該当するときは、当該認証番号】			
【10. 床面積】	㎡	(申請部分)	(申請以外の部分) (合計)
【イ. 階別】	(PH2 階)	( )	( 44.963 ) ( 44.963 )
	(PH1 階)	( )	( 68.200 ) ( 68.200 )
	( F5 階)	( )	( 897.017 ) ( 897.017 )
	( F4 階)	( )	( 897.017 ) ( 897.017 )
	( F3 階)	( )	( 808.751 ) ( 808.751 )
	( F2 階)	( 522.671 )	( 1224.914 ) ( 1747.585 )
	( F1 階)	( 0.000 )	( 1141.815 ) ( 1141.815 )
【ロ. 合計】		( 522.671 )	( 5082.677 ) ( 5605.348 )
【11. 屋根】 コンクリート押さえの上アスファルト防水仕上			
【12. 外壁】 コンクリート打放しの上リシ吹付			
【13. 軒裏】 -			
【14. 居室の床の高さ】			
【15. 便所の種類】 水洗			
【16. その他必要な事項】			
【17. 備考】			
中間検査対象建築物			

建築物別概要

【1. 番号】 2

【2. 用途】 (区分 08990) コミ置場  
(区分 )  
(区分 )  
(区分 )  
(区分 )

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 軽量鉄骨造

【5. 耐火建築物】 その他

【6. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 1  
【ロ. 地階の階数】  
【ハ. 昇降機塔等の階の数】  
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【7. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 2,350 mm  
【ロ. 最高の軒の高さ】 2,300 mm

【8. 建築設備の種類】 電気

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無  
【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】  
第 4 号  
【ハ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、  
当該認定型式の認定番号】 第 号  
【ニ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認定型式部材等に該当するときは、当該認証  
番号】

【10. 床面積】	㎡	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (F1 階)		( 3.975 )	( )	( 3.975 )
( 階)		( )	( )	( )
( 階)		( )	( )	( )
( 階)		( )	( )	( )
( 階)		( )	( )	( )
( 階)		( )	( )	( )
【ロ. 合計】		( 3.975 )	( )	( 3.975 )

【11. 屋根】 ガルバリウム鋼板折版葺

【12. 外壁】 スタール葺

【13. 軒裏】 -

【14. 居室の床の高さ】

【15. 便所の種類】

【16. その他必要な事項】

【17. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 3

【2. 用途】 (区分 08500) 自転車置場

(区分 )

(区分 )

(区分 )

(区分 )

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】

軽量鉄骨造

【5. 耐火建築物】 その他

【6. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 1

【ロ. 地階の階数】

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【7. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 2,560 mm

【ロ. 最高の軒の高さ】 2,460 mm

【8. 建築設備の種類】 電気

【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 4 号

【ハ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、

当該認定型式の認定番号】

第 号

【ニ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認定型式部材等に該当するときは、当該認証番号】

【10. 床面積】	m <sup>2</sup>	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 (F1 階)	( 33.600 )	( )	( )	( 33.600 )
( 階)	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )	( )
【ロ. 合計】	( 33.600 )	( )	( )	( 33.600 )

【11. 屋根】 ガルバリウム鋼板折版葺

【12. 外壁】 -

【13. 軒裏】 -

【14. 居室の床の高さ】

【15. 便所の種類】

【16. その他必要な事項】

【17. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 PH2

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08550)	(集会場 (市民会館))	(44.963 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 PH1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 5300 mm

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08550)	(集会場 (市民会館))	(68.200 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F5

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 3400 mm

【6. 天井】  
 【イ. 居室の天井の高さ】 2500mm  
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08470)	(事務所)	(897.017 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F4

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 3400 mm

【6. 天井】  
 【イ. 居室の天井の高さ】 2400mm  
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08550)	(集会場 (市民会館))	(897.017 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】



建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F3

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 3400 mm

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2600mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08550)	(集会場 (市民会館))	(808.751 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F2

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 3400 mm

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2500mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08550)	(集会場 (市民会館) (増築))	(522.671 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	(08550)	(集会場 (市民会館) (既存))	(1224.914 m <sup>2</sup> )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 F1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】 3800 mm

【6. 天井】  
 【イ. 居室の天井の高さ】 2400mm  
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08550)	(集会場 (市民会館) (既存))	(1141.815 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 2

【2. 階】 F1

【3. 柱の小径】

【4. 横架材間の垂直距離】

【5. 階の高さ】

【6. 天井】  
 【イ. 居室の天井の高さ】  
 【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08990)	(コ、置場)	(3.975 m <sup>2</sup> )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	3
【2. 階】	F1
【3. 柱の小径】	
【4. 横架材間の垂直距離】	
【5. 階の高さ】	
【6. 天井】	
【イ. 居室の天井の高さ】	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】	
( 用途の区分 ) ( 具体的な用途の名称 ) ( 床面積 )	
【イ.】 ( 08500 ) ( 自転車置場 ) ( 33.600 m <sup>2</sup> )	
【ロ.】 ( ) ( ) ( )	
【ハ.】 ( ) ( ) ( )	
【ニ.】 ( ) ( ) ( )	
【ホ.】 ( ) ( ) ( )	
【ヘ.】 ( ) ( ) ( )	
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	

# 委任状

【代理人】

【住所】 大阪市北区大淀中 1-8-5

【氏名】 株式会社 建綜研  
[Redacted]

上記の者を代理人と定め、下記に関する権限を委任します。

【地名地番】

大東市曙町400-1

【委任事項】

確認申請手続き並びにその訂正、確認済証の受領

その他( )

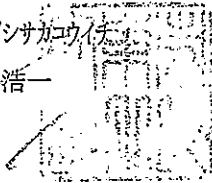
平成 26 年 6 月 24 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】 ダイウシチョウ ヒガシサカゴウシ

【氏名】 大東市長 東坂浩一

印



建築物移動等円滑化基準チェックリスト（大阪府福祉のまちづくり条例付加分含む）

※施設等の欄の「政令第〇条」はバリアフリー法施行令の該当条文・「条例第〇条」は福祉のまちづくり条例の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (政令第 11 条) (条例第 14 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②点状ブロック等の敷設（階段、傾斜路又はエスカレーターの上下端に近接する部分） ※1	○
	③手すりを設けているか(条例第14条第二号に定める特別特定建築物に限る)	○
階段 (政令第 12 条) (条例第 15 条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	○
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	③段は識別しやすいものか	○
	④段はつまずきにくいものか	○
	⑤踊場への点状ブロック等の敷設（段部分の上下端に近接する部分） ※2	○
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	○
傾斜路 (政令第 13 条) (条例第 16 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	-
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	-
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	○
	④踊場への点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上下端に近接する部分） ※3	-
	⑤両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	-
エスカレーター (条例第 17 条)	①踏み段の段は認識しやすいものか（階段状のエスカレーターに限る）	-
	②くし板と踏み段等は認識しやすいものか	○
	③昇降口に音声により昇降・移動の方向等を通報する装置を設けているか	-
便所 (政令第 14 条) (条例第 18 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②ベビーチェア及びベビーベッドを設け、その旨の表示をしているか（条例第18条第2項に掲げる特別特定建築物のうち、1,000㎡以上のものに限る）	-
	③下記④及び⑤の便房を設ける便所	-
	(1)便所の出入口付近には便所の男女別、配置等を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか（音による案内の場合を除き、当該設備の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか） ※4	○
	(2)洗面器又は手洗器の水栓は操作が容易な方式のものを設けているか（1以上）	○
	④車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	○
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	○
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	○
	(3)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	○
(4)衣服を掛けるための金具等を設けているか	○	

「告示第〇号」は国土交通省告示第〇号・「規則第〇号」は大阪府福祉のまちづくり条例施行規則第〇条を示す。

- ※1 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号・規則第 3 条)
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合(エスカレーター除く)
  - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号・規則第 4 条)
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示(規則)で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号・規則第 5 条)
  - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
  - ・自動車車庫に設ける場合
  - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合
- ※4 規則で定める以下の場合を除く(規則第 7 条)
  - ・自動車車庫に設ける場合

## ○一般基準

施設等	チェック項目	
(便所の続き)	⑤水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか (1以上)	○
	(1)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	○
	(2)衣服を掛けるための金具等を設けているか (1以上。ただし、10,000㎡以上の場合は2以上)	○
	(3)長さ1.2m以上の介護ベッドを設け、その表示をしているか (10,000㎡以上に限る)	—
	(4)水洗器具(オストメイト対応)は温水が利用できるものか (10,000㎡以上に限る)	—
	(5)物を置くための棚等を設けているか (10,000㎡以上に限る)	—
	⑥小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)	○
(1)小便器に手すりを設けているか (1以上)	○	
ホテル又は 旅館の客室 (政令第15条) (条例第19条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	—
	②車いす使用者用客室の床の表面は滑りにくい仕上げであるか	—
	③便所(同じ階に共用便所があれば免除)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	—
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	—
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか (当該便房を設ける便所も同様)	—
	(4)洗浄装置は、押しボタンその他操作が容易な方式のものを設けているか	—
	④浴室等(共用の浴室等があれば免除)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	—
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	—
(3)出入口の幅は80cm以上であるか	—	
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	—	
敷地内の 通路 (政令第16条) (条例第20条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	○
	②段がある部分	○
	(1)手すりを設けているか	○
	(2)識別しやすいものか	○
	(3)つまずきにくいものか	○
	③傾斜路	○
	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下 又は 1/20以下の傾斜部分は免除)	○
(2)前後の通路と識別しやすいものか	○	
(3)両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	○	
駐車場 (政令第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	○
	(1)幅は350cm以上であるか	○
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	○
浴室等 (条例第21条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	—
	②車いす使用者用浴室等を設けているか (1以上)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	—
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	—
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	—
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	—	
標識 (政令第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示を見やすい位置に設けているか	○
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	○
案内設備 (政令第20条) (条例第23条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか (配置を容易に視認できる場合は除く)	—
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	—
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	○
	(1)案内所は車いす使用者が利用できるものとしているか	○

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者用便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目	
(政令第18条第2項第1号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）	○
出入口 (政令第18条第2項第2号)	①幅は80cm以上であるか	○
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
廊下等 (政令第18条第2項第3号) (条例第22条第1項第1号)	①幅は120cm以上であるか	○
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
	④授乳及びおむつ交換のできる場所を設けているか（条例第22条第1項第1号に掲げる特別特定建築物のうち、5,000㎡以上のものに限る）	-
傾斜路 (政令第18条第2項第4号)	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか	-
	②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	-
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	-
エレベーター及びその乗降ロビー (政令第18条第2項第5号) (条例第22条第1項第2号)	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか	○
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	○
	③かご及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか	○
	④かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、かごの外部から内部を見ることができ設備を設けているか	○
	⑤かごの奥行きは135cm以上であるか	○
	⑥かご内に鏡を設けているか	○
	⑦かご内の左右両側に手すりを設けているか	○
	⑧かご内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障害者に配慮した装置を設けているか	○
	⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	○
	⑩かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	○
	(1)かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したもののか	○
	(2)呼びボタン付のインターホンを設けているか（かご内の制御装置のうち、1以上）	○
	⑪かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	○
	⑫乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	○
	⑬不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	-
	(1)かごの幅は、140cm以上であるか	-
	(2)かごは車いすが転回できる形状か	-
	(3)車いす使用者が利用しやすい制御装置をかご内の左右両面に設けているか	-
	⑭不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するもの場合 ※5	○
	(1)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	○
(2)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	○	
(3)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	○	
(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	○	
(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	○	

※5 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）  
・自動車庫に設ける場合

○移動等円滑化経路

施設等	チェック項目	
特殊な構造又は 使用形態の エレベーター その他の昇降機 (政令第18条 第2項第6号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	—
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	—
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	—
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	—
敷地内の通路 (政令第18条 第2項第7号) (条例第22条 第1項第3号)	②エスカレーターの場合	—
	(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか	—
	①幅は120cm以上であるか	○
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	○
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	○
(政令第18条 第3項)	④通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ちないものとしているか	○
	⑤傾斜路	○
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	○
	(2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	○
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	○
	⑥上記①から⑤は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	—

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備までの 経路 (政令第21条) (条例第24条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ※6	○
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	○
	③段・傾斜がある部分の上下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※7	○
	④経路上に設ける段を回り段としていないか	○

※6 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※7 告示(規則)で定める以下の部分を除く(告示第1497号・規則第8条)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上下端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等



[第2面]

現況調査書

## 現況の調査書

私 XXXXXXXXXX は、今般下表の「3計画概要」の計画をしていますが、既存建築物の現況調査をいたしましたので報告致します。

この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

株式会社 日本確認検査センター  
代表取締役 磯野 幸夫 様

平成 年 月 日

建築主 住 所 大東市谷川一丁目1番1号  
氏 名 大東市長 東坂浩一  
電 話 番 号 072-872-2181

印

1 代理者	① 氏 名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
	② 住 所	大阪市北区大淀中1丁目8番5号 株式会社 建綜研	
	③ 電話番号	06-6454-1630	
2 調査者	① 資 格	(1級) 建築士 (大臣) 登録第118743号	
	② 氏 名	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
	③ 建築士事務所名	(1級) 建築士事務所 (大阪府) 知事登録(チ)第8143号 株式会社 建綜研	
	④ 所在地	大阪市北区大淀中1丁目8番5号	
	⑤ 電話番号	06-6454-1630	
3 計画概要	① 敷地位置	大東市曙町400-1	
	② 現況主要用途	市民会館	③ 予定建築物用途 集会場 (市民会館)
	④ 工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更	
	⑤ 予定建築物確認申請予定年月日	平成 26 年 6 月 確認申請予定	
	4 調査結果概要	① 集団規定	<input checked="" type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格
既存不適格条項		<del>法26条の2</del> <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
② 構造耐力関係規定		<input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	
既存不適格条項		確認機関記入欄	
③ 上記以外の規定		<input type="checkbox"/> 適法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格	
既存不適格条項		令126条の28条の2, 令126条の2~3, 令126条の5	
④ 増改築の履歴	なし <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
⑤ 既存部分の劣化状況			

[第1面]

# 既存不適格調書

平成 年 月 日

株式会社 日本確認検査センター  
代表取締役 磯野 幸夫 様

建築主 住所 大東市谷川一丁目1番1号  
氏名 大東市長 東坂 浩一

印

既存建築物について、適切に建築されている事を調査しましたので報告します。

確認済証 番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 第1-21240号 (昭和45年8月21日) <input type="checkbox"/> 無し
検査済証 番号	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 第 1522 号 (昭和46年9月22日) <input type="checkbox"/> 無し
建築場所	大東市曙町400-1
既存建築物を 調査した者  氏名・電話番号	(1級)建築士 (大臣)登録第 [ ] 号 (1級)建築士事務所 (大阪府)知事登録(チ)第8143号 株式会社 建線研 氏名 [ ] (電話 06-6454-1630)

状況報告事項	
備考欄	確認機関記入欄

本調書を構成する図書

1. 現況の調査書 (所定の記入欄への必要事項を記載)
2. 既存建築物の平面図及び配置図 (増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります。)
3. 新築又は増改築の時期を示す書類
  - ・ 検査済証
  - ・ 検査済証が無い場合は、確認済証又は確認台帳の記載事項証明 (建築確認を行った機関が交付したものに加えて工事の実施を特定できる書類 (工事契約書、登記事項証明書等)
  - ・ 建築確認台帳が災害等により紛失している場合は、建築確認後の工事の実施を特定できる書類
4. 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめる為の図書等 (法6条1項第四号などの小規模建築物では、「1. 現況の調査書」が兼ねます)

現況調査チェックリスト

〔第3面〕

現況調査月日 平成 年 月 日

計画概要	敷地位置	大阪府大東市曙町400-1		建築確認等の履歴
	工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替え <input type="checkbox"/> 用途変更		
	主要用途	市民会館		
建築主	氏名	大東市長 京坂 浩一		
	住所	大東市谷川一丁目1番1号		
	電話番号	072-872-2181		
調査者	資格	(一級)建築士(大臣)登録第 [ ] 号		
	氏名	[ ]		
	建築士事務所名	(一級)建築士事務所(大阪府)知事登録(チ)8143号 株式会社 建綜研		
	所在地	大阪市北区大淀中1丁目3番5号		
	電話番号	06-6454-1630		
建築確認申請図書等の種類と有無	図書の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築確認申請書副本 <input type="checkbox"/> 施工図 <input type="checkbox"/> その他( )		
	図書の有無	<input type="checkbox"/> 意匠関係図 <input type="checkbox"/> 設備関係図 <input type="checkbox"/> 構造関係図 <input type="checkbox"/> 構造計算書 <input type="checkbox"/> 施工資料 <input type="checkbox"/> その他		

チェック項目			現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存不適格
道路関係	接道長	法43条、 条例66条~68条	<input type="checkbox"/> 2m <input checked="" type="checkbox"/> 4m	84.67m	○	
	セットバック	法42条2項、 44条	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し		-	
用途地域関係		法48条	用途地域 (第2種住居地域)	主要用途 (市民会館)	○	
容積率		法52条	指定容積率(200・300)% 前面道路幅員(15.30)m	'(107.77)%	○	
建蔽率		法53条	指定建ぺい率(60)%	'(42.88)%	○	
外壁の後退距離		法54条	<input type="checkbox"/> 1m <input type="checkbox"/> 1.5m <input checked="" type="checkbox"/> 無し		-	
高さの限度		法55条	<input type="checkbox"/> 10m <input type="checkbox"/> 15m <input checked="" type="checkbox"/> 無し		-	
集団規定 斜線制限	道路斜線	法56条1項		別添図等参照	○	
	隣地斜線	法56条2項	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	別添図等参照	○	
	北側斜線	法56条3項	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	別添図等参照	-	
高度地区		法58条	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し 第( )種	別添図等参照	-	
日影規制		法56条の2	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 規制時間(3h、5h)	別添図等参照 56条の2許可	○	
防火・準防火地域		法61~64条	<input checked="" type="checkbox"/> 地域内 <input type="checkbox"/> 地域外		○	

チェック項目			現行法要件	現況調査結果	適否判定	既存不適格	
単体規定	防耐火関係	屋根	法22条	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外	屋根材(鉄筋コンクリート下地アスファルト防水)	○	
		延焼の恐れのある外壁	法23条	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 告示1362( ) <input type="checkbox"/> 認定NO ( )	-	
		木造建築物等の特建の外壁	法24条	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し		-	
		防火壁	法26条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 防火壁 <input checked="" type="checkbox"/> ただし書き( )号	○	
		耐火、準耐火建築物	法27条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り(項号) <input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 耐建 <input type="checkbox"/> 準耐建 <input type="checkbox"/> その他	○	
		防火区画	令112条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り(1~3・9)項 <input type="checkbox"/> なし	別添図等参照 今回改修	×	○
		間仕切り壁	令114条	<input type="checkbox"/> 有り( )項 <input checked="" type="checkbox"/> なし	別添図等参照	-	
	一般構造関係	採光	法28条		別添図等参照	○	
		換気	法28条		別添図等参照	○	
		シックハウス	法28条の2		別添図等参照	×	○
		長屋共同住宅の界壁	法30条			-	
		浄化槽	法36条	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	別添図等参照	-	
		階段	令23条	幅 ( 140 )cm けあげ ( 18 )cm 踏面 ( 26 )cm	幅 ( 205 )cm けあげ ( 17 )cm 踏面 ( 28 )cm	○	
		手すり	令25条		<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	○	
構造強度		法20条		{第5面}、{第6面}による。		C	
避難施設関係	直通階段	令120条	許容歩行距離( 60 )m	歩行距離( 60 )m 別添図参照	○		
	2以上の直通階段	令121条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	○		
	避難階段	令122条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ( <input checked="" type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 特選)	○		
	廊下	令119条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 幅員( )cm <input type="checkbox"/> 無し	幅員( 120-160 )cm	○		
	客席からの出口	令118条、	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		○		
	敷地内通路	令128~128条の2	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		○		
	排煙設備	令126条の2~3	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	別添図等参照	×	○	
	非常用の照明装置	令126条の4~5	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	別添図等参照 今回改修	×	○	
非常用の進入口	令126条の6~7	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		○			
特殊建築物の内装		法35条の2	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	別添内装一覧表参照	○		
建築設備関係	非常用エレベーター	法34条2項 令129条の13の2	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 令129条の13の2( )号	-		
	避雷設備	法36条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	別添図等参照	○		
	給水、排水その他の配管設備	法36条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	別添図等参照	○		
大阪府建築基準法施行条例関係	角地制限	条例5条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		○		
	長屋の通路等	条例6条	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し		-		
	特殊建築物の回り階段の禁止	条例8条	<input checked="" type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し		○		
	特殊建築物の用途による制限	条例10条~54条	( )条適用		○		
	前面道路幅員	条例67、68条			○		
自動回転ドア	条例6条の2	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し		-			

[第5面]

既存建築物の増築等に関する報告書(法第20条関係)

【既存部分、増築部分等の面積関係】

		着手年月日	延べ面積					合計
			基準時	合計	現在	工事に伴う 除去部分	申請部分	
A	今回の増改築部分						ア	
	基準時以降増改築済部分	／／		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	523.381 m <sup>2</sup>	
B	既存部分(増改築部分と棟続き)	／／	5082.677	イ	5082.677	5082.677		
	増築等をする独立部分	S45/9/1	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
C	増築等をする独立部分 以外の独立部分	／／	m <sup>2</sup>	5082.677 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
					ア/イ=		10.3%	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	／／			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

【既存部分、増築部分等の各規定への適合性】

□ア/イ > 1/2

施行令第137条の2 第1号又は第2号に適合		A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
第一号	イ	施行令第3章第8節		
	ロ	施行令第3章第1節～第7節の2 及び第129条の2の4		
	ハ	耐久性等関係規定(※1) H17告示566号第1-1、1-2(建築設備、屋根ふき材等)		
第二号	イ	施行令第3章及び第129条の2の4		
	ロ	耐久性等関係規定(※1)		
		法第20条第二号イ後段及び第三号イ後段(地震に係る部分に限る)【地震時構造計算】		
		H18告示185号【耐震診断】(※1)		
		令第82条第一号～第三号(地震に係る部分を除く) (地震時外構造計算)		
		H17告示566号第2-2、2-3(建築設備、屋根ふき材等)		

■ア/イ ≤ 1/2

施行令第137条の2 第3号 イ又はロに適合		A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考	
○	イ	耐久性等関係規定(※1)	適合	適合	
		イ	令第3章(第8節を除く)	適合	
		ロ	地震時構造計算		
		ロただし	4号木造計算(※2)		
		ハ	地震時構造計算	適合	
			耐震診断(※1)		適合
		ニ	令第82条第一号～第三号(地震に係る部分を除く)(地震時外構造計算)※3	適合	適合
	H17告示566号第3-2、3-3(建築設備、屋根ふき材等)	適合	適合		
※4	ロ	令第3章第1節～第7節の2(基礎除く)			
		H17告示566号第4(基礎補強)			

□ア/イ ≤ 1/20 かつ 50㎡以内

施行令第137条の2 第4号に適合		A(増改築部分)	B(既存部分、独立部分)	備考
イ	施行令第3章及び第129条の2の4			
ロ	構造耐力上の危険性増大			

※1:増築等をする独立部分以外の独立部分を新耐震基準に適合するものであることを確認する際には、耐久等に係る規定について、現地調査に基づいて確認すること。(耐久性等関係規定のB欄に「適合」と記入すること)

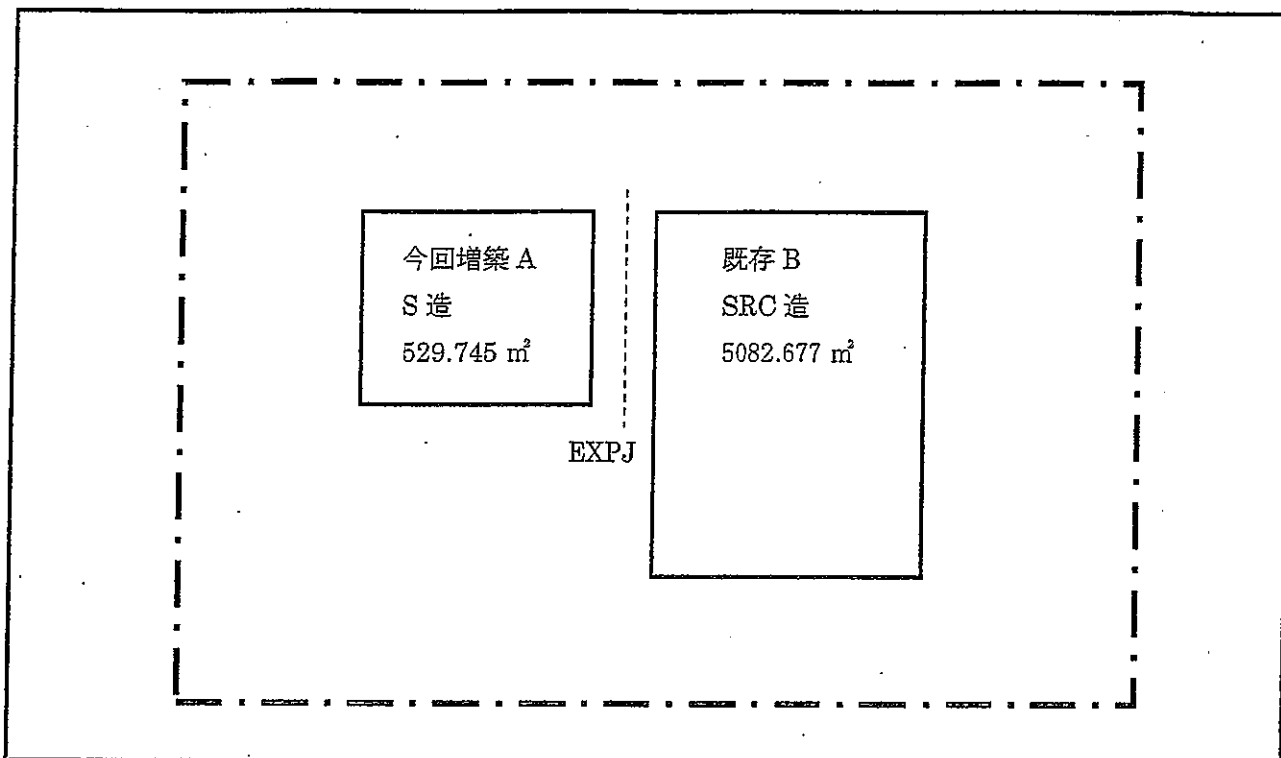
また、地震に対して安全な構造であることについては、検査済証等の写しを添付すること。

※2:法第20条第4号建築物のうち木造建築物については、建築物全体が令第42条、43条、46条第1項から第3項まで及び第4項(表3に係る部分を除く)に適合すれば可。

※3:法第20条第4号建築物のうち木造建築物については、46条第4項(表2に係る部分を除く)に適合すれば可。

※4:法第20条第4号建築物にのみ適用可能。

配置図



※ 太線枠内に今回増築等申請にかかる建築物の関係がわかる配置図を記入ください。

用語の説明

A	今回の増改築部分	今回の工事により、増築又は改築を行う部分。	<p>(例)配置図</p>
	基準時以降増改築済部分	今回の工事以前に86条の7の緩和により増築等を行った部分。	
B	既存部分(増改築部分と棟続き)	増改築が行われる部分と一体となっている既存建築物の部分	
	増築等をする独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分(施行令137条の14)	
C	増築等をする独立部分以外の独立部分	増改築部分とエキスパンションジョイント等で接している独立部分以外の独立部分(法86条の7第2項適用)	
D	既存部分(増改築部分と棟別)	増改築部分と使用上又は防火・避難上で一の建築物とみなされない既存建築物の部分	

大東街政第1374号

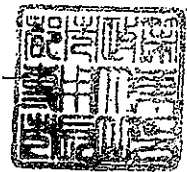
大東市谷川一丁目1番1号

大東市長 東坂 浩一 様

平成26年3月12日付けで申請のあった東部大阪都市計画用途地域境界明示に関する件は、別紙指令図のとおり明示する。

平成26年3月14日

大東市長 東坂 浩一



付記

1. 位置 大東市曙町400番1



様式第14号 (第19条関係)

開発許可不要等証明申請書

都市計画法施行規則第60条の規定により、都市計画法第29条第1項の規定による許可を受ける必要がないことを証する書面の交付を申請します。


平成26年3月20日

(あて先) 大東市長

(申請者) 住所 (法人にあつては、事務所または事業所の所在地)

大阪府大東市谷川一丁目1番1号

氏名 (法人にあつては、名称および代表者の氏名)

大東市長 東坂浩一 

電話番号 072-872-2181

※手数料欄

26年4月/日

手数料

¥4,800 円

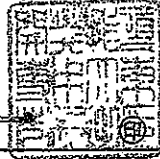

収納済


係員

1958

1	建築主の住所 および氏名	大阪府大東市谷川一丁目1番1号 大東市長 東坂浩一					
2	申請地の所在 地目および面積	大阪府大東市曙町400-1					
		地目	宅地	面積	5,228.27 m <sup>2</sup>		
3	用途地域	第2種住居地域					
4	建築物等の用途	市民会館					
5	建築物等の構造 および規模	申請部分 の構造	S 造 2 建		申請部分 の高さ	12.315 m	
		建築面積	申請部分	576.729 m <sup>2</sup>	延べ面積	申請部分	706.020 m <sup>2</sup>
			申請以外 の部分	1664.727 m <sup>2</sup>		申請以外 の部分	5082.677 m <sup>2</sup> <del>5154.677</del>
			合計	2241.456 m <sup>2</sup>		合計	5998.697 m <sup>2</sup>

6 備考

※証明欄	都市計画施設区域	内・ <input checked="" type="radio"/> 外	宅地造成工事規制区域	内・ <input checked="" type="radio"/> 外
	大東開 第1309-11 号 上記については、 都市計画法第29条第1項の許可を受ける必要がないこと。 を証明します。 平成26年3月27日 大東市長 東坂浩一 			※受付欄 
※該当条文	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しない。			

代理人の住所および氏名 住所 大阪市北区大淀中1-8-5  
氏名 株式会社 建線研   
電話番号 06-6454-1630

備考 ※印欄は、記入しないこと。

- ・ 本証明は、建築基準法施行規則第1条の3第1項および第3条第5項の規定に基づき、確認申請書に添付するための証明です。確認申請書の副本に本証明および図書の原本を、正本に本証明の写しを添付してください。
- ・ 本証明の有効期間は、証明日から1年間です。

# 受 付 票

(手数料納付手続票)

完了検査申請手数料  
中間検査申請手数料  
仮使用承認手数料  
認定申請手数料  
許可申請手数料  
(56条<sup>02</sup>1項 号)  
確認申請手数料  
計画変更確認申請手数料

(内 訳 )

確認手数料 (事務手数料含む)  
構造計算適合性判定料

〒

〒 160,000




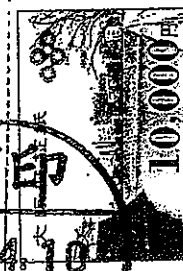
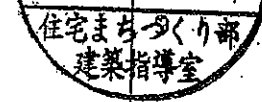
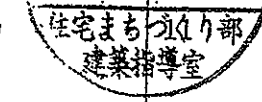
判定対象	床面積合計	認定プログラム使用	棟の判定手数料
	m <sup>2</sup>	有 ・ 無	〒
	m <sup>2</sup>	有 ・ 無	〒
	m <sup>2</sup>	有 ・ 無	〒
	m <sup>2</sup>	有 ・ 無	〒
	m <sup>2</sup>	有 ・ 無	〒

判定機関

( 日総試 ・ 防災 )

行政庁名 : 大阪府住宅まちづくり部建築指導室

証 紙 (領収証書写し) 貼 付 箇 所

				5	6	7
8		10		12	13	14

証紙は欄内に貼ってください。もし貼れないときは裏面に貼ってください。

□ 受付年月日 : 平成 26年 4月 10日 番号 : 1-9

申請者名 : 大東市長 東坂浩一  
(建築主氏名)

建築主住所 : 大東市谷川一丁目1番1号

建築場所 : 大東市曙町400番1

工事種別 : 増築

申請延べ面積 : 906.02 m<sup>2</sup>

建築物用途 : 市民会館

□ 建築基準法第6条第1項1、2、3、4号

内 訳

棟

号

備 考 :

# 建築物台帳記載事項証明申請書

平成 26 年 2 月 6 日

大阪府知事 様

住所 大阪府大阪市東区文京町1-8-5

申請者 (電話番号 06-6454-1630)

氏名 大西 永知

下記について、建築基準法施行規則第6条の3第1項第1号による建築物台帳に記載されていることを証する書面の交付を申請します。

1	建築主	住所	大阪府大阪市東区文京町2番地		
		氏名	大東市長 川口 寿太郎		
2	建築位置	大東市曙町 395の3, 397, 400, 401			
3	建築物の構造	鉄筋鉄骨コンクリート			
4	主要用途	市民会館			
5	建築物の面積	建築面積	1664.727 m <sup>2</sup>	延べ面積	5154.677 m <sup>2</sup>
6	確認済証	交付年月日	昭和45年 8月 21日 平成	番号	1-21240
		交付者	大阪府建築主事		
7	確認済証 (計画変更)	交付年月日	昭和 年 月 日 平成	番号	
		交付者			
8	中間検査合格証	交付年月日	昭和 年 月 日 平成	番号	
		交付者			
9	中間検査合格証	交付年月日	昭和 年 月 日 平成	番号	
		交付者			
10	検査済証	交付年月日	昭和46年 9月 22日 平成	番号	15.22
		交付者	大阪府建築主事		
提出先		大阪府庁			
理由		確認申請			

※ 証 明 欄	建築第 6-254 号 上記1~10について、建築基準法施行規則第6条の3第1項 第1号による建築物台帳に記載されていることを証明します。  平成 26 年 2 月 6 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>	※手数料 980 円 取 納 済 (裏面貼付)  ※大阪府受付欄 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     収 受                      平 26.2.-6                      建築第 6-254 号                      大阪府                 </div>
	(注) ※欄には記入しないこと。	